

第98回定例会

南部町議会会議録

令和2年11月30日 開会

令和2年12月9日 閉会

南部町議会

第98回南部町議会 定例会会議録目次

第 1 号 (11月30日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会及び開議の宣告	3
○議会運営委員会委員長の報告	3
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	5
○町長提出議案提案理由の説明	5
○議案第105号及び議案第106号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
○陳情第7号の上程、委員会付託	13
○散会の宣言	14

第 2 号 (12月8日)

○議事日程	15
○本日の会議に付した事件	15
○出席議員	15
○欠席議員	15
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	15
○職務のため出席した者の職氏名	16
○再開の宣告	17

○一般質問	17
中 舘 文 雄 君	17
工 藤 愛 君	25
○散会の宣告	36

第 3 号 (12月9日)

○議事日程	37
○本日の会議に付した事件	38
○出席議員	38
○欠席議員	38
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	38
○職務のため出席した者の職氏名	39
○再開の宣告	40
○報告第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	40
○報告第21号の上程、説明、質疑	41
○議案第107号の上程、説明、質疑、討論、採決	42
○議案第108号の上程、説明、質疑、討論、採決	43
○議案第109号の上程、説明、質疑、討論、採決	45
○議案第110号の上程、説明、質疑、討論、採決	46
○議案第111号の上程、説明、質疑、討論、採決	50
○議案第112号の上程、説明、質疑、討論、採決	51
○議案第113号の上程、説明、質疑、討論、採決	53
○議案第114号の上程、説明、質疑、討論、採決	54
○議案第115号の上程、説明、質疑、討論、採決	55
○議案第116号の上程、説明、質疑、討論、採決	56
○議案第117号の上程、説明、質疑、討論、採決	58
○議案第118号の上程、説明、質疑、討論、採決	59
○議案第119号の上程、説明、質疑、討論、採決	60
○議案第120号の上程、説明、質疑、討論、採決	61

○議案第121号の上程、説明、質疑、討論、採決	67
○議案第122号の上程、説明、質疑、討論、採決	69
○議案第123号の上程、説明、質疑、討論、採決	73
○議案第124号の上程、説明、質疑、討論、採決	74
○議案第125号の上程、説明、質疑、討論、採決	77
○陳情第7号の委員長報告、質疑、討論、採決	78
○常任委員会報告	79
○委員会の閉会中の継続調査の件	80
○日程の追加	80
○発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	81
○閉会の宣告	81
○署名議員	85

令和 2 年11月30日（月曜日）

第 9 8 回南部町議会定例会会議録

（第 1 号）

第98回南部町議会定例会

議事日程（第1号）

令和2年11月30日（月）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明
- 第 5 議案第105号 南部町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 第 6 議案第106号 南部町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第 4号 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について
- 第 8 陳情第 7号 「学校給食の無償化」をもとめる陳情

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	工藤 愛 君	2番	松本 啓吾 君
3番	久保利 樹 君	4番	夏堀 嘉一郎 君
5番	坂本 典男 君	6番	滝田 勉 君
7番	西野 耕太郎 君	8番	山田 賢司 君
9番	八木田 憲司 君	10番	中舘 文雄 君
11番	工藤 正孝 君	12番	夏堀 文孝 君
13番	沼畑 俊一 君	14番	根市 勲 君
15番	馬場 又彦 君	16番	川守田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工藤 祐直 君	副 町 長	佐々木 俊昭 君
総務課長	久保田 敏彦 君	企画財政課長	金野 貢 君
交流推進課長	松原 浩紀 君	税務課長	下井田 耕一 君
住民生活課長	岩間 雅之 君	健康福祉課参事	福田 勉 君
農林課参事	東野 成人 君	商工観光課長	元沢 清則 君
建設課長	松橋 悟 君	会計管理者	野月 正治 君
医療センター参事	佐々木 大 君	市場 長	馬場 均 君
教育 長	高橋 力也 君	学務課参事	中村 貞雄 君
社会教育課参事	佐々木 高弘 君	農業委員会事務局長	夏堀 勝徳 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局参事	中里 司	班 長	小林 京子
総括主査	坂本 裕昭		

◎開会及び開議の宣告

○議長（夏堀文孝君） これより第98回南部町議会定例会を開会いたします。
本日の会議を開きます。議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（夏堀文孝君） ここで議会運営委員長から、本定例会の運営について議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長、根市勲君。

（議会運営委員会委員長 根市勲君 登壇）

○議会運営委員会委員長（根市勲君） おはようございます。

本年、最後の議会となりましたけども、コロナにかからないように、ひとつよろしくお願ひします。

※16番 川守田稔君 退席

○議会運営委員会委員長（根市勲君） それでは、報告いたします。

去る11月27日、議会運営委員会を開催し、第98回定例会の運営について協議しましたので、決定事項をご報告します。

本定例会に付議されました事件は、町長提出の案件が報告2件、条例改正など10件、財産の取得5件、令和2年度補正予算6件、発議1件であります。そのほかの案件として常任委員会報告などがあります。

一般質問は2名から通告があり「一般質問通告一覧表」のとおり行うことにいたしました。

以上のことを踏まえて、本定例会は、本日、11月30日から12月9日までの10日間としました。なお、会期中、12月1日から4日及び7日は議案熟考のため、12月5日、6日は休日のため、休会にします。

以上のとおり決定しましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。
これで、議会運営委員会の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（夏堀文孝君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、5番坂本典男君、6番滝田勉君を指名します。

◎会期の決定

○議長（夏堀文孝君） 日程第2「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日、11月30日から12月9日までとしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

会期は、本日から12月9日までの10日間に決定しました。

お諮りします。ただいま決定されました10日間の会期中、12月1日から4日及び7日は議案熟考のため、12月5日、6日は休日のため、休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

ただいまの7日間は、休会とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（夏堀文孝君） 日程第3「諸般の報告」をします。

諸般の報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。朗読は省略します。

本定例会の上程は、町長提出の案件が報告2件、議案など10件、財産の取得5件、補正予算6件、議会関係の案件1件、ほかに常任委員会報告などがあります。日程によりそれぞれ議題とします。

※16番 川守田稔君 着席

◎町長提出議案提案理由の説明

○議長（夏堀文孝君） 日程第4「町長提出議案提案理由の説明」を求めます。

町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、定例会の開会にあたりまして、ごあいさつと提案理由の概要について、ご説明を申し上げます。

本日招集の第98回南部町議会定例会を開会するにあたり、議員各位には何かとご多忙のところご出席をいただき、提出案件につきましてご審議を賜りますことに、厚く御礼申し上げます。

議案の説明の前に、町政の諸般の概要についてご報告申し上げます。

まずは、日本国内においても、新規感染者数並びに重症者数がこれまでの最多を更新するなど、第3波の拡大局面にある新型コロナウイルス感染症関連ですが、青森県内では先月から今月初めにかけて、弘前市や八戸市においてクラスターが発生したところでありましたが、第一線で対応にあられた医療機関や保健所等の関係機関のご尽力により、クラスター関連の感染は何とか収まりつつあるものと認識しているところであります。

新型コロナウイルスの発生当初からこれまで強い使命感をもって献身的に治療や感染防止対

策にあたられてきたすべての皆様に対し、改めまして心から感謝を申し上げる次第であります。感染しても無症状の方がいることや感染経路が不明な患者が増加傾向にあるなど、予断を許さない状況に変わりはないことから、医療関係者等の皆様のご心労を招かないためにも、最大限の警戒感をもって感染防止に努めてまいりたいと考えているところであります。

また、議員各位のご理解を賜りながら実施してまいりました町独自の経済対策は、今月4日の議員全員協議会で予算の専決処分をご説明いたしました「新型コロナウイルス経済対策特別プレミアム商品券」事業で第5弾となります。商品券は12月19日から販売予定であります。多くの皆様に商品券をご活用いただき、町内の消費の活性化と町内事業者の経営状況の回復、持続化につなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。と同時に、終息を見渡すことのできない中、町を取り巻く状況の変化や町民の皆様にご与える影響を常に見極めながら「今困っている人を、今すぐ支援する」という姿勢は、一貫してまいりたいと考えておりますので、引き続き議員各位のご指導、ご協力をお願いするものであります。

次に、今年8月21日に設立いたしました「青森県立名久井農業高等学校を応援する会」の活動についてであります。9月から同校の存続を求める署名活動を行い、その後、三戸郡内関係機関の連携による活動に発展させたところであります。今月11日には連係団体の代表者による要望活動といたしまして、青森県教育委員会教育長に対し、三戸郡内に青森県立高等学校2校の存続を求める要望書を、併せまして、名久井農業高等学校を応援する会からの要望書をお寄せいただきました1万2,059人分の署名とともに提出してきたところであります。

また、単に存続を要望するばかりではなく、生徒の全国募集にあたり必要となる学生寮の増室、整備の費用につきまして、町独自の支援を表明し、存続に対するより強固な意志をお示しすることができたものと考えております。

同校を存続させたいと願い、署名にご協力をいただきました皆様にご心から感謝申し上げますとともに、来月中旬には、県立高等学校の再編案が示されるものと思われまので、その状況を注視してまいりたいと考えているところであります。名久井農業高校は今年度の東奥賞を受賞することが決定しており、数々の受賞歴やこれまでの取組みの成果が同校存続の後押しとなりますことを心から願うものであります。

さて、今年度は、7月中旬に低気圧の通過と梅雨前線の影響による大雨で馬淵川の水位が避難判断水位を超えたため、レベル4、避難勧告を発令したところでありましたが、幸いにして人的被害や住宅被害はありませんでした。住宅地以外では、馬淵川の越水により、農地80.2ヘクタールが冠水しましたが、農作物への大きな被害はないとのことであり、安堵したところでもありま

した。

しかしながら、近年では雨の降り方が激甚化し、毎年のように避難勧告が発令される状況に不安を抱えておられる町民の皆様に安全・安心を実感いただくため、この度、私が会長を務めております「馬淵川とともに生きる期成同盟会」の要望活動として、「馬淵川中流域の防災対策のための河川改修事業の促進」、「国による中下流一体管理の実現」などを、国土交通省等に対し、さらに強く求めてきたところでありますので、その実現に向けて議員各位のご支援、ご協力をお願いするものであります。

また、コロナ禍においても、安全・安心を実感できる避難所の開設など、ハード・ソフト両面での充実を図り、常に備える防災態勢を確立してまいりたいと考えているところでもあります。

次に、町内の農作物の生育状況についてであります。ことしは、おおむね天候に恵まれ、全体的に作物の生育は順調であり、「水稻」「リンゴ」「野菜」ともに平年並みの作柄となっております。価格につきましては、新型コロナの影響による下落が懸念されましたが、高め、若しくは平年並みのものが多いと伺っております。

例年、この時期には、「南部達者米のPRイベント」や「南部町農産物フェア」、「なんぶりんご市」など、収穫の秋を彩るイベントが開催されておりましたが、今年は新型コロナの感染拡大防止の観点から、開催中止となったところであります。こうした中、例年イベントに参加している販売農家等を掲載したお歳暮商戦用のチラシを作成し、町内及び近隣市町村に配布したところであり、南部町産の新鮮な野菜や果物などをより多くの皆様にお届けできればと思っております。

また、町内のリンゴ園では、スマートフォン越しに好みのリンゴを選んでいただくリモートを活用した疑似収穫体験イベントが行われ、当町の魅力の新たな発信方法として注目しているところでもあります。また、リンゴなどの当町の特産品をテーマにしたグランピングのモニターツアーや、町の若手職員で組織する人口減少対策プロジェクトチームが企画したチェリリン村でのキャンプイベントの開催など、Withコロナ、アフターコロナを見据えた新たな観光需要の掘り起こしの動きを歓迎するとともに、大いに期待を寄せているところでもあります。

こうした新たな仕掛けづくり、取組みは町民の皆様に元気と活力をお届けするものであり、私たち行政に携わるものにとりましても大変力強く、有難く感じているところでもあります。そしてまた、私も様々な施策を全職員一丸となって展開し、町民の皆様に元気と活力をお届けしながら、その負託にお応えしてまいりたいと考えておりますので、議員各位並びに町民の皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げる次第であります。

それでは、本定例会に提出いたしました案件であります。報告2件、条例の制定等10件、財産の取得について5件、令和2年度一般会計及び各特別会計の補正予算案が6件の、合わせて23件でございます。

順にご説明を申し上げ、審議のご参考に供したいと存じます。

まず初めに、報告第20号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（令和2年度南部町一般会計補正予算（第7号））」であります。冒頭のあいさつ部分でも申し上げましたように、町独自の経済対策第5弾として、町民生活の支援と町内の消費活動を迅速に活性化するため、新型コロナウイルス経済対策特別プレミアム商品券（50%増し）の発行事業に要する経費として、歳入歳出予算の総額に8,400万円を追加し、予算の総額を160億224万3,000円とすることについて専決処分したものを、地方自治法の規定に基づき報告し承認を求めたものであります。

次に、報告第21号「専決処分した事項の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について（坵渡消防拠点施設建設工事））」であります。坵渡消防拠点施設建設工事における請負金額の追加変更契約の締結について専決処分したものを、地方自治法の規定に基づき報告させていただくものであります。

次に、議案第105号「南部町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第106号「南部町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」であります。町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合について、県の改正に準じて改めるとともに、青森県人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告に準じて、職員の期末手当の支給割合を改めるほか、会計年度任用職員の給料表及び期末手当の支給割合を改めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第107号「南部町議会議員及び南部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」であります。公職選挙法の一部改正に伴い拡大された南部町議会議員選挙及び南部町長選挙における選挙公営制度について必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第108号「南部町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正に伴い、本条例において引用している条項等のほか、適用期限の元号を改める必要が生じたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第109号「南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」であります。地方税法施行令の一部改正に伴い、個人所得課税が見直しされることから、国民健康保険税の負担水準に関し被保険者に不利益が生じることのないよう、保険税の軽減判定所得の算定方法について改める必要が生じたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第110号「南部町奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定について」であります。町が定住対策事業として行っております奨学金の返済免除について、総務省が策定した「奨学金を活用した若者の地方定着促進要綱」による免除額に対する特別交付税措置の対象要件を満たすため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第111号「南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」であります。厚生労働省が定める運用通知の一部改正に伴い、家庭的保育事業等の諸基準を定めている本条例を改める必要が生じたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第112号「南部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」であります。厚生労働省が定める基準省令の一部改正に伴い、指定居宅介護支援等の諸基準を定めている本条例を改める必要が生じたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第113号「南部町の消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。人口減少及び高齢化率の上昇に伴い、現状に応じた定数管理を行うため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第114号「南部町立児童館条例を廃止する条例の制定について」であります。入館児童数の減少に伴い、ゆとりあ児童館を廃止したいため、本条例を廃止するものであります。

次に、議案第115号から議案第119号「財産の取得について」であります。新庁舎で使用する事務用備品、ブラインド・カーテン及びシステムプリンタの購入契約と、町立小中学校にコロナ対策として設置する体温検知カメラ及び児童・生徒・教職員が利用するタブレット端末の購入契約について、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第120号「令和2年度南部町一般会計補正予算（第8号）」であります。合併15周年を記念し毎戸配布するエコバックの制作費として825万円を計上するほか、コロナ禍により帰郷することが難しい学生等に地場産品を贈る「ふるさとからの贈り物事業」に要する経費165万円を計上するなど、歳入歳出予算の総額に781万円を追加し、予算の総額を160億1,005万3,000円とするものであります。

次に、議案第121号「令和2年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」であります。健康センターの電気料金請求額に誤りがあり、これについて過年度分にさかのぼり支払うため、歳入歳出予算の総額に76万8,000円を追加し、予算の総額を24億853万7,000円とするものであります。

次に、議案第122号「令和2年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）」であります。歳入の国庫支出金の確定に伴う余剰財源を将来の給付費の負担増に備えるため、介護給付費準備基金に積み立てるなど、歳入歳出予算の総額に392万4,000円を追加し、予算の総額を28億3,012万6,000円とするものであります。

次に、議案第123号「令和2年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」であります。税制改正に伴うシステムの改修経費として、歳入歳出予算の総額に108万9,000円を追加し、予算の総額を2億6,883万円とするものであります。

次に、議案第124号「令和2年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）」であります。収益的収支においては、新型コロナウイルス感染症対策のための院内改修費及び従事者慰労金の給付に係る経費として、収益的収入及び支出予定額の総額に2,830万4,000円を追加し、収益的収入予定額の総額を11億6,830万4,000円とし、収益的支出予定額の総額を11億6,830万4,000円とするものであります。

また、資本的収支においては、新型コロナウイルス感染症患者の受入体制整備のための超音波画像診断装置等の購入に係る経費として、資本的収入予定額の総額に3,836万4,000円を追加し、資本的収入予定額の総額を3億302万2,000円とし、資本的支出予定額の総額に5,469万8,000円を追加し、資本的支出予定額の総額を3億4,649万1,000円とするものであります。

次に、議案第125号「令和2年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）」であります。歳出予算の組み替えを行うものであり、予算の総額に変更はありません。

以上、本定例会に提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職はじめ、副町長、教育長、担当課長より詳細にご説明申し上げますので、慎重審議の上、何卒、原案のとおりご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

◎議案第105号及び議案第106号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） お諮りします。

日程第5、議案第105号「南部町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、日程第6、議案第106号「南部町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」の議案2件を会議規則第37条の規定により、一括議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。議案第105号及び議案第106号の議案2件を一括議題とすることに決定しました。本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） おはようございます。

議案第105号と議案第106号は、いずれも青森県人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告にあわせて県に準じて改めるものであります。

それでは、説明資料の2ページをお開き願います。

議案第105号「南部町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

趣旨でございますが、青森県特別職の期末手当の支給割合が見直されることとなったため、県に準じて支給割合を改めるもので、内容につきましては、中段ほど、2. 内容の表中、第1条の規定で今年12月の期末手当を0.05月引き下げ1.55月として、第2条の規定で来年6月と12月の支給割合をそれぞれ1.575月として同じ支給割合にするものであります。

次に、説明資料の3ページをお開き願います。

議案第106号「南部町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

趣旨でございますが、青森県職員の期末手当の支給割合が見直されることとなったため、特別職と同様に県に準じて支給割合を改めるもので、内容につきましては、中段ほど、2. 内容の表中、第1条の規定で今年12月の期末手当を0.05月引き下げ1.200月とし、第2条の規定で来年6

月と12月の支給割合をそれぞれ1.225月として同じ支給割合にするものであります。また、第3条と第4条では、パートタイム会計年度任用職員の期末手当とフルタイム会計年度任用職員の給料表、期末手当の改正につきましては青森県人事委員会にならい翌年度から適用するものであります。

以上で説明を終わらせて頂きます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第105号及び議案第106号の2件を一括して採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第105号及び議案第106号の議案2件は原案のとおり可決されました。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第7、発議第4号「南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。本案について提出者の説明を求めます。13番、沼畑俊一君。

（13番 沼畑俊一君 登壇）

○13番（沼畑俊一君） おはようございます。

ただいま議題に供されました発議第4号「南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由を説明いたします。

ことし3月から全国で流行している新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、これまで飲食業者緊急対策支援金をはじめとする各種支援策が実施されてまいりましたが、いまだに終息する見込みも立たず、地域経済が低迷している状況にあります。

このようなことから、各種事業の財源として少しでも活用できるよう、議員の期末手当の支給割合を12月期において0.05月分を減額し1.55月分とするものです。

なお、令和3年度からは支給割合を平準化し6月期、12月期とも1.575月分とするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

お諮りします。本案については、質疑、討論を省略し、ただちに採決したいと思えます。ご異議ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認め、ただちに採決することにします。

発議第4号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

発議第4号は原案のとおり可決されました。

◎陳情第7号の上程、委員会付託

○議長（夏堀文孝君） 日程第8、陳情第7号を議題とします。

本日までに受理した陳情1件は、会議規則第92条第1項の規定によりお手元に配布しました請

願陳情文書表のとおり所管の常任委員会に審査を付託しましたので報告します。

なお、教育民生常任委員会は、本日、本会議終了後に開催します。

◎散会の宣告

○議長（夏堀文孝君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

12月8日、午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。

（午前10時37分）

令和2年12月8日（火曜日）

第98回南部町議会定例会会議録

（第2号）

第98回南部町議会定例会

議事日程（第2号）

令和2年12月8日（火）午前10時開議

第 1 一般質問

10番 中 舘 文 雄

1. コロナ禍の中で、町の財政への影響と予算編成について
2. 町民運動会の会場選定について

1 番 工 藤 愛

1. 高校生の通学及び若者世代の定住支援について
2. 観光を呼び込む「遊び場」と「多目的トイレ」の整備について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（16名）

1 番	工 藤 愛 君	2 番	松 本 啓 吾 君
3 番	久 保 利 樹 君	4 番	夏 堀 嘉 一 郎 君
5 番	坂 本 典 男 君	6 番	滝 田 勉 君
7 番	西 野 耕 太 郎 君	8 番	山 田 賢 司 君
9 番	八 木 田 憲 司 君	10 番	中 舘 文 雄 君
11 番	工 藤 正 孝 君	12 番	夏 堀 文 孝 君
13 番	沼 畑 俊 一 君	14 番	根 市 勲 君
15 番	馬 場 又 彦 君	16 番	川 守 田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 工 藤 祐 直 君 副 町 長 佐 々 木 俊 昭 君

総務課長	久保田 敏彦 君	企画財政課長	金野 貢 君
交流推進課長	松原 浩紀 君	税務課長	下井田 耕一 君
住民生活課長	岩間 雅之 君	健康福祉課参事	福田 勉 君
農林課参事	東野 成人 君	商工観光課長	元沢 清則 君
建設課長	松橋 悟 君	会計管理者	野月 正治 君
医療センター参事	佐々木 大 君	市場長	馬場 均 君
教育長	高橋 力也 君	学務課参事	中村 貞雄 君
社会教育課参事	佐々木 高弘 君	農業委員会事務局長	夏堀 勝徳 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局参事	中里 司	班 長	小林 京子
総括主査	坂本 裕昭		

◎再開の宣告

○議長（夏堀文孝君） これより第98回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（夏堀文孝君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は3回までとし、制限時間は質問、答弁を合わせて60分以内とします。なお、制限時間5分前になりましたらチャイムでお知らせします。質問者並びに答弁者は簡潔明瞭にご発言願います。なお、通告外の質問は行わないようお願いします。

これより通告順に順次発言を許します。

10番、中舘文雄君の質問を許します。10番、中舘文雄君。

（10番 中舘文雄君 登壇）

○10番（中舘文雄君） おはようございます。

商工会女性部の皆さん、いつも大変ご苦労さまでございます。皆さんが、議会、町、町政の全般にわたりいろいろな施策を講じてくださいますことを心からお礼申し上げたいと思います。

私は、今定例会に臨むに当たり、今まで私たちが経験したことのない、コロナ禍での社会の動きや生活実態を受け入れながらも、これまで積み重ねてきた実績をいかにして継続していけるのか、また、新たな展望をどこに求めていくのか、町民と共に全力で立ち向かっていかなければならないときでもあると強く思うところであります。

コロナ感染に対するワクチンや治療薬の開発が一日も早く進められることを強く望むところですが、この問題は国内だけで全てを解決できる問題ではないと思いますので、これからの町の政策にも大きな影響が心配されます。多くの問題に、私たち議会もまた、町民の安全、安心な生

活が一日も早く取り戻せるよう、示されている、3密を避け、マスクの着用、手洗い、消毒等を実践しながら、新しい生活様式に共に知恵を出し合うことを決意するものであります。

質問に入る前に、このたび名誉町民川守田三次郎氏の訃報に接しました。川守田様は、平成4年に、ふるさとへの深い思いから出身者と共に関東名川会の発足に尽力され、初代会長になって以来、28年にわたりふるさとへの深い愛情を注がれてきた方であり、後に設立されたふるさと南部会の会員として活動される傍ら、特に音楽を通じての貢献は、我が町の文化振興に大きな実績を残されました。心からご冥福をお祈り申し上げます。

それでは質問に入らせていただきます。

初めに、コロナ禍の中で、町の財政への影響と、新年度予算編成についてであります。

政府は、今年度の自治体向け地方創世臨時交付金3兆円に、さらに3次補正で1兆5,000万円の増額をして、各自治体の独自の事業に加え、協力金を国としても支援するなど、厳しい状況を乗り越えようと対策を講じております。

この問題は当町だけの問題ではなく、全ての自治体でも同じ影響があると思います。この1年間の町内の産業の動き、また企業の活動等を見ましても、自粛が続き、計画どおりの活動ではなかったと想像されますし、国、県、町の進めた支援事業も限定的な活動支援にならざるを得なかった実態を見ますと、町の財政への影響も考えざるを得ません。もちろん、経営者の努力や町民の頑張りもあり、改善等により影響を受けていない事業主もあると思いますが、実態をどのように捉えているのかも含め、次の質問をさせていただきます。

1点目は、令和3年度の予算編成に与える町税収入や交付金等の財源確保に対する問題点と影響についてお尋ねいたします。

2点目は、令和3年度予算編成の重点的項目と、コロナ禍の中で、予算編成の留意項目についてお尋ねいたします。

次に、町民運動会の会場選定について質問いたします。

南部町が誕生した翌年の19年10月に第1回町民運動会を実施してから、毎年企画されて、今年14回目の実施を予定されておりましたが、コロナ禍の中で中止となっておりますが、町民を挙げての行事となっております。その間に、グラウンドコンディションの悪化などにより5回の中止がありました。町内全域を対象とした行事であり、一大イベントと言えると思います。今は会場として南部中学校のグラウンドを利用されているわけですが、町には平成22年4月にオープンしたふるさと運動公園陸上競技場もあり、この施設は、各種行事にも利用できるように駐車場やトイレ等も完備されており、町民のスポーツの祭典にも大いに活用されるべきだと思います。町

民運動会に参加している町民からも、会場として利用できないのかとの声も聞きます。

そこで、次の点について質問いたします。

1点目は、ふるさと運動公園陸上競技場が、平成22年4月にオープン後も町民運動会の会場として利用されなかった理由についてお尋ねいたします。

2点目は、運動公園として整備し、また駐車場等が完備されている陸上競技場を町民運動会の会場として活用されるべきと思いますが、検討する考えがないかお尋ねいたします。

以上、通告に従いまして質問してまいりました。町長並びに関係者の答弁を求め質問を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、中館文雄議員にお答えする前に、まず私からも、初代の南部町名誉町民でありました川守田三次郎氏に対しまして、衷心より哀悼の意を表したいと思えます。

それでは、お答え申し上げます。

まず、予算編成につきましては私から答弁をさせていただき、町民運動会に関しましては教育委員会のほうから答弁をさせていただきます。

まず、コロナ禍の中での予算編成についてであります。町では、10月に令和3年度当初予算編成方針を策定し、全職員へ通達した上で説明会を開催いたしました。予算編成方針には、本年7月17日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020」を引用し、現在、我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により極めて厳しい状況であることを明記した上で、総務省の概算要求を参考に、南部町の財政が受ける影響額を仮試算し、職員へ説明をいたしました。

その仮試算における影響額は、町税で約1億1,000万円の減、地方譲与税で約5,000万円の減、地方交付税で約1億円の減となるほか、南部町では、地方交付税の一本算定への切替えなどによりさらに約1億円の減額が見込まれ、これらを合わせた一般財源への影響額は約3億6,000万円減と見込んでおります。

このように、厳しい財政状況が見込まれる中、予算編成に当たっての留意事項としましては、年間総合予算として編成すること、国・県の動向が不透明ではあるが、特定財源の確保に留意すること、第2次総合振興計画が的確に反映され、住民の負託に応えられるものとするなど、

例年どおりの事項を明記したほか、令和3年度の特記事項といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響を勘案し、既存事業の見直しや、新たに必要となる経費を精査し計上すること、また、統合庁舎での業務開始に向け、必要となる経費を漏れなく計上すること、多額の一般財源の減額が見込まれることから、新規事業への着手は、新たな財源の確保または既存事業のスクラップ等による場合以外は原則認めないこととしたところであります。

いずれにいたしましても、現在、各課からの予算要求を担当課において取りまとめ中であり、さらに、今月下旬には国における地方財政対策や税制改正大綱が公表される見込みでありますので、これらを勘案しつつ、令和3年度のみならず、将来にわたり健全な財政運営が確保されるよう中期的な財政見通しを行いながら令和3年度当初予算を編成し、来年3月の定例会へ提案させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

参考的に、令和2年度、今年度はコロナ対策支援、当町においても4億数千万ほど財政調整基金を取崩しをし、町民の皆様への給付金等々を行ってまいりました。当時は一般財源で対応せざるを得ないだろうと思って取り組んだわけでございますけれども、その後、国のほうから交付金で賛助されるということで、恐らく4億数千万の取崩し額とほぼ同程度ぐらいの額を3月定例議会で財政調整基金のほうに取り戻すことができるのではないかなと思っております。

いずれにしても、財政調整基金は予想外のことが発生した場合等々にまず備えておくという基金でありますので、まずは3年度当初予算、取崩しのない中で予算編成したいと思っておりますが、何分3億6,000万円ほどの減額が見込まれておりますので、やはり事業というのはやらなければならないもの、遅れてはならないもの等々がありますので、そういう際にはまた財政調整基金等々も有効に活用しながら、住民の皆さんに不便をかけない、そういう3年度予算の編成に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（夏堀文孝君） 教育長。

○教育長（高橋力也君） 次に、私のほうから町民運動会の会場選定についてお答え申し上げます。

初めに、町民運動会は、町村合併1年後の平成19年度から、町民の親睦と融和を図り健康で明るく住みよいまちづくりに寄与することを目的に、3地区合同の第1回町民運動会を南部中学校グラウンドで開催したところであります。

中舘文雄議員ご質問の、ふるさと運動公園陸上競技場が町民運動会会場として利用されなかつ

た理由についてであります。ふるさと運動公園陸上競技場完成前年度の平成21年度に、町民運動会会場について町内チーム監督と意見交換を行い、町スポーツ推進委員並びに町陸上競技協会とも協議したところでございます。

協議の中で、ふるさと運動公園陸上競技場は広いため、観覧者と競技者との距離が遠く、競技者が誰なのか、競技は何をしているのか分からないため臨場感がなくなるなどの意見がございました。また、ふるさと運動公園陸上競技場トラックはタータン仕様であり、参加者が不慣れなため、転倒した場合など土のグラウンドよりけがのリスクが大きくなるのではないかなどの意見が出され、結果として、ふるさと運動公園陸上競技場ではなく南部中学校グラウンドを町民運動会の会場として決定に至ったものでございます。

また、教育委員会では、毎回、町民運動会後に会場や競技種目などについて各町内チーム監督などにアンケートを実施しており、会場についてのアンケート結果は、毎回現状のままでよいとの回答が多く、昨年度においては、回答者の87%から現状のままでよいとの回答を得ているため、当初からの会場である南部中学校グラウンドで開催している現状であります。

次に、運動公園として整備し、また駐車場等が完備されている陸上競技場を町民運動会の会場として活用されるべきと思うが、検討する考えはないのかについてお答え申し上げます。

現状においては、中舘文雄議員ご案内のとおり、南部中学校だけでは、ふるさと運動公園の駐車区画427台のようにまとまった駐車場が整備されておらず、町民体育館や公民館、役場職員駐車場など、南部分庁舎周辺への分散した駐車場を確保しておりますが、駐車場の場所が分かりづらかったことや、会場から離れているためなどから、路上駐車などが見受けられる状況であります。

今後は、町スポーツ推進委員や陸上競技協会など関係団体と協議し、コロナ禍に対応する「新しい生活様式」によるふるさと運動公園での町民運動会の開催に向けて、駐車場や会場及び競技種目などについて、引き続き検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 再質問はありますか。中舘文雄君。

○10番（中舘文雄君） 今町長から答弁ありましたように、基本的な予算編成の、期間というのはこれはもうなかなか変えるわけにはいかないというのは私もそう思っております。特に、今年度いろいろなイベント、事業等が、中止、中止、中止ということでずっとやってきました。それ

に対するですね、例えば、中止じゃないんですけれども、医療センターを特に取り上げましたけれども、コロナ禍の中で、町民の安心安全のために医療センターとしてこういう形で少し予算をかけてでもその対応をしていくというような考え方があるのかどうか。

それから、各課にわたっているんですけれども、中止したイベント等があります。これに対してこのまままた予算普通のとおり予算計上して、また中止ということになれば、町民そのものも何も検討したあれがないなというような感じになると思いますので、例えば各課で、例えば来年度予算編成に当たって、この事業については例えば予算をこれだけ増やしてでもこういう形で実施に向けて進むんだという具体的な、9課ぐらいありますよね、今年イベントを中止にした課、担当、補助金等も出している課です。そういうところはそのまもうコロナだからしょうがない、中止でいくのか、それとも工夫をしてそれに代わるような内容のイベント事業等を検討して予算編成に臨む考えがあるのかどうかです。その辺併せてまず再質問に聞きたいと思います。

もしそういうところがあれば。何もなければもうないと思いますけれども、うちのほうではこういう方法で今年中止したイベントをやる予算を編成したいという前向きな考えがある担当課があればお聞きしたいと思います。

○議長（夏堀文孝君） 医療センター事務長。

○医療センター参事（佐々木大君） 今のご質問にお答えいたします。

医療センターでは、来年度に向けて、きのうも報道にありましたとおり、コロナが身近に迫ってきたということから、来年度に向けてPCR検査を自前でできるような装置を購入することを考えております。病床も、今医療センターではコロナ用病床を4床準備して、有事に備えて今やっております。いずれは当町においても感染者が出ないとも限らないので、それに備えての予算編成は来年度はする予定になっております。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金野貢君） 予算のことでございますので、私から各課のことを取りまとめて答弁させていただきます。

先ほど町長も申しましたとおり、来年度の予算編成に当たっての特記事項としまして、新型コ

コロナウイルス感染症の影響を勘案し、既存事業の見直しや新たに必要となる経費を精査し計上することの事を予算編成方針の中に明記しまして、各課に通達したところでございます。現在、各課からの予算要求が上がってきたばかりでございまして、内容までは詳細に確認はしておりませんが、ここで各課から答弁をいたしますと、そのとおり予算を確保しなければならないということになりますので、これから予算査定がございまして、その中で各課とコロナ対策が十分なのかどうかということも含めまして検討させていただきまして、来年度の予算編成を行ってまいりたいと思います。ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） ほかに質問ありませんか。中舘文雄君。

○10番（中舘文雄君） 最初に、まずさっき言った町民運動会の会場の件です。私もなぜこの問題を少し検討するべきだと思ったかといいますと、私も毎年町民運動会には参加しています。もう10年以上前ですけども、私が町内会長をやって選手集めをしたときに、午後の部には出れる、その代わり午後行きますというときに駐車場が確保できなかった、行ったらもうとめるところがなくてとんでもないほうまで歩いていかなければならない、これならもう行かないという選手がいたんですよ、現実的に。そういう話よく聞きますから、ぜひですね、担当委員会があるんでしょうけれども、やはりあそこを有効利用するような方法でぜひ種目その他は検討して、広いところで、見えないと言われればそれまででしょうけれども、やっぱりあそこはスポーツの祭典の一大イベントとして、町民も恐らく行ったことない町民もいるような気がしてました。グラウンド、せっかく運動公園として造った競技場にですね。ですから、これはいろいろな工夫をしながら、ぜひ担当者の理解を得て教育委員会と主導して、あそこを町民運動会の会場としてぜひ有効利用していただきたい。

検討するということですから、そういう方向で進んでもらえると思いますけれども、それをぜひお願いしておきたいと思います。

それから、さっき予算の辺で今財政課長から答弁ありました。特に町民は、一番身近に感じているのはあった行事がなくなるということに対してはですね。両方でやっぱりせっかく今までやってきたものが、今年はまだ「えんぶり」まで中止ということが発表されていますので、何もなくなったなというところがありますから、ぜひ、全て各担当課がこれも必要あれも必要だとすれば全部また今までどおりにやるということになれば財政的に難しいということになれば、これとこれとこれ、その辺は総合的に検討しながら、どうしてもこれとこれとこれはぜひやるような方

向でやるというときにはやっぱり予算をそれだけ計上しながら、その代わりこれについてはこういう方法でやると。1つ、例えば農林課がいつもやっています農業講演会、今年も中止と発表になっていました。ただ、あれは私も何回かどういう形で行われてどういう方々が行っているのかなと思って会場に行って説明を聞いたことがあります。やはりあれを一つの参考にしてている人もいますよね。今年はどういう気候でどういうふうになっていくんだというのを聞いて、今年はどうなるからこうやろうということを、帰りの歩きながら話をしています。やっぱりこれは参考にしてているという人もいましたから、もしそういうのが、ホールで全体を集めて協議ができないのであれば、それをやっぱり講師の先生からいろいろな資料を提供してもらって、資料として町民に配布するとか、集めて説明するだけではなくて、初めからそういう方法でこれについてはやるとか、そして内容、そういうふうな検討しながら実施すると。必要なのは町民に伝えられるような方策、どういう形の予算が必要かはちょっと検討しなければ分かりませんが、そういうのも当初予算の中で、人を集めてやるのと、逆にPRしてそれを周知していくというようなやり方をする。その辺もひとつ検討して考えていただきたいと思っておりますけれども、例えば、今言いました、農林課長さん、例えば農業講演会、あそこのホールに集めてやるのを資料として、町民に全戸に配布するような資料として、逆に平成3年度の気候はこういう形でこうなりますという資料が渡ればそれを参考にできるということもあると思うんですけれども、そういうのは検討する余地があるかどうか、担当課長のほうからもし答弁があればお聞きしたいと思います。

○議長（夏堀文孝君） 農林課長。

○農林課参事（東野成人君） 今年度の農業講演会については中止としております。また、現在のところ、農業講演会の資料とかを町民の方々に配布するという事は今年を考えておりません。というのは、農業講演会に限らず、様々な農業情報というのは農林課のほうから発信しているわけですので、そちらを参考にさせていただきたいと思っております。

また、いつでも町民の方々からのご要望とかは農林課のほうで対応していると思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） これで中舘文雄君の質問を終わります。

1番、工藤愛君の質問を許します。工藤愛君。

(1番 工藤愛君 登壇)

○1番(工藤愛君) おはようございます。

第98回定例会において、質問の機会を与えていただき心より感謝申し上げます。

また、商工会女性部の皆様には、年末の大変お忙しい中、たくさんの方に足をお運びいただき感謝申し上げます。今後とも忌憚のないご意見をいただき、育てていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

質問に入ります前に、私が今回の質問に込めた思いについてお話をさせていただきます。

私が当町において実現したいこと、その一つに、この地域から孤独をなくすということがあります。それは、裏を返せば、人のつながりをつくるということです。今定例会においては、いかにしてこの南部の地で人のつながりをつくるか、このことについて2つの観点から質問したいと思っております。

1つ目は、高校生の通学及び若者世代の定住支援についてです。この質問の真意は、若年層の低所得問題です。今、日本経済はコロナ禍以前から続く低成長にあり、そのしわ寄せは若者世代に生じています。若者世代の低所得は、賃金の高い都会への流出を招き、地元に残ったとしても親元からの自立を妨げます。このことは、地元での人との出会い、つながりを弱くしてしまいます。たとえ両親が共働きでなくても高校まで安心して卒業することができる、そして地元で働きたいという方が奨学金の返済等に苦しむことなく自らの住居を構えることができる、そんなサポートが必要なのではないのでしょうか。

このような思いを基に、通告した質問に入らせていただきます。

町として支援を掲げた名久井農業高校、三戸高校の存続にとって、生徒数の維持・増加が喫緊の課題であります。当町では、小中学校の統廃合が議論のさなかであります。保護者の中には、送迎できない、高校への通学費がかかるという理由で、他市町村への住み替えや進学を決めた人も出始めています。仮に高等学校がなくなってから通学等の助成を始めたとしても、もはや若者世代の流出は免れないものとなります。当町が目指す移住者や外国人の定住のためにも、通学・定住支援は欠かせないものと考え、次の質問をいたします。

1つ目、名久井農業高等学校、三戸高等学校の存続に向けた町の支援策はどのようにお考えでしょうか。

2つ目、高校生の通学費用について、助成の考えはないのかお聞かせください。

3つ目、まち・ひと・しごと創生総合戦略内で掲げられた若者向けの住宅環境整備について、

これまでの成果と今後の方針はどのようなものでしょうか。

次に、2つ目の質問、観光を呼び込む「遊び場」と「多目的トイレ」の整備についてお伺いします。

この質問でお伝えしたいこと、それは、年齢や障害の有無によらず利用できる施設を増やしてほしいということです。そのことが町内での人のつながりづくりに欠かせないと考えています。観光というと、他県や海外からの来客を想像しがちです。しかし、観光という面においても、町にとって最大のお客様は町民だと考えています。町民が心から満足して暮らせるかどうか、親しい親戚や友人に自信を持ってお薦めできるかどうか、これらが観光客を呼び込む肝となる部分だと考えます。

具体的には、子育て世代、高齢者等配慮の必要な方々が、イベントや観光を共に過ごせるかどうか重要です。時代は、高齢者の占める割合が増え、足の不自由な方、体に障害を持つ方も増えています。しかし、町の施設は、まだまだ健康な方、健脚な方を想定した設備が多いのではないのでしょうか。

高齢者や子育て世代は、配慮された設備なしには外出が難しいのです。小さな子供でも危険のない遊具があるか、多目的トイレが近くにあるかどうか、これが外出先として選ばれる大きな要素です。このような設備を利用者の目線で整備することが、町民の満足度を高め、観光客の誘致につながるものと考えます。

これらを踏まえ、通告した質問に入ります。

当町は、観光資源が多数存在するばかりでなく、季節ごとの祭りや行事も盛んで、交流人口の増加がますます期待できます。その際欠かせない環境整備として、子供の遊び場と多目的トイレがあると考えます。子育て世代、障害のある方、高齢者、外国人等にとって、誰でも、いつでも、無料または定額で利用できる環境の整備が必要と考え質問いたします。

1つ目、キャンプの流行により注目が集まるチェリリン村ではありますが、広いエリアに対して水洗のトイレが乏しいと感じます。子供の遊び場やトイレの整備についてお考えを伺います。

2つ目、全天候型施設として活用が期待できるふれあい交流プラザ内に多目的トイレの整備をする考えはないのでしょうか。

3つ目、令和2年度予算で計画されたポケットパークの進行状況をお知らせください。

以上、町長並びに関係各位のご答弁を求め、私の質問を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 答弁を求めます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤愛議員にお答えを申し上げます。

一番最初の（１）名久井農業高等学校、三戸高等学校存続等に関する部分については私から答弁をさせていただいて、高校生の通学費用についての助成の方針につきましては教育委員会から、私の全ての答弁の後、教育委員会のほうから答弁をいたしたいと思えます。

まず、名久井農業高等学校、三戸高等学校の存続に向けた町の支援策についてであります。名久井農業高等学校は、昨年12月の全国学芸サイエンスコンクールでの内閣総理大臣賞受賞や、今年8月の2020ストックホルム青少年水大賞国際大会でのグランプリ受賞、また、今年5日には東奥賞受賞をはじめ数々の受賞歴を誇っているほか、農業支援や環境美化活動、苗や野菜の販売など、地域に根差し、地域になくてはならない高等学校であることから、今年8月21日に、青森県立名久井農業高等学校を応援する会を設立したところであります。

この名久井農業高等学校を応援する会では、町内唯一の県立高校である名久井農業高等学校を町ぐるみで応援していこうと、広報なんぶちょうで、毎月、名農生徒の取組を紹介しているほか、9月から実施した民放3社でのテレビコマーシャルにおいて、名久井農業高等学校を応援する意味も込めて南部町の魅力を町内外に発信したところで、9月、10月の2か月間で実施した名久井農業高等学校の存続を求める署名活動の後押しとなり、1万2,059名の皆さんにご署名いただいたところであります。

また、当初は、三戸町において三戸高等学校の存続を求める活動を行っておりましたが、三戸郡町村会で、三戸郡に2校の存続を求める活動を展開していくという方針が承認されたことを受け、三戸郡町村議会議長会、三戸郡教育振興会教育長部会、名久井農業高等学校後援会・同窓会・PTA、同じく三戸高等学校後援会・同窓会・PTAなどにも連携を呼びかけ、快諾をいただいているものでございます。

先月11日には、関係者と青森県庁を訪れ、私からは、名久井農業高等学校の存続を求める要望書と集まった署名を、三村県知事と和嶋県教育長へ提出してきたところであります。また、県議会議長にも要望書を提出させていただいております。

今後、名久井農業高等学校に生徒の全国募集が導入されることとなる場合におきましては、学生寮の増設・整備に対する支援を検討していかなければならないのではないかと考えているものでございます。

先週1日に、第2回目となる青森県立高等学校教育改革推進計画に関する地区意見交換会が五

所川原市を皮切りにスタートしたことから、翌2日には、青森県教育委員会による学校配置シミュレーション案について新聞報道がありました。三八地区のシミュレーション案としましては、三戸高等学校を地域校として位置づけ、それ以外の学校で2学級の減少を見込む。もう1点は、名久井農業高等学校と三戸高等学校を統合し、両校の学級数を維持して新設校を配置するという2つの案が示されているわけでありますが、三戸高等学校を地域校にしてほしくないという意見があれば反映させる。あるいは、今回示した以外の統廃合案が今後浮上する可能性もあるといった報道もありますことから、高校再編に関しましては、県で公表した二択というわけではないようですので、来週17日に開催予定の三八地区での第2回目の意見交換会、さらには、来年2月に予定されている第3回目の意見交換会につきまして、町としても注視してまいりたいと考えているところでございます。

次に、まち・ひと・しごと創生総合戦略内に掲げられた若者向けの住宅環境整備について、成果と今後の方針についてであります。令和元年12月の第90回南部町議会定例会において、中館文雄議員からのまち・ひと・しごと創生総合戦略の推移と成果についてのご質問に、移住・定住施策として、チェリータウン桜場宅地分譲事業のような子育て世代の方々の移住・定住が見込める事業を見出していくことが必要なこと、また、令和2年3月の第92回南部町議会定例会において、西野耕太郎議員からの人口減少対策についてのご質問に、宅地分譲事業については、第2弾以降についても、引き続き、規模・場所などを検討の上、進めていくことと答弁申し上げているところであります。

チェリータウン桜場は、若者が購入しやすいよう、年齢の若い子育て世代などには販売価格を安く設定し、昨年度からの分譲開始以来、本年11月末現在で40区画中36区画の申込みをいただいております。申込者の年齢は、20代から40代までの若い子育て世代の方々が35件となっておりますので、若者向けの住宅環境整備としての成果は十分に現れているものと考えております。

また、空き家等バンクにつきましては、平成30年度から登録件数を増やすことを目的に、空き家等利活用促進事業補助金を創設するなど、登録しやすい環境整備に努めてまいりましたが、平成30年度から、これまで、空き家が17件、空き地が26件の登録をいただいたほか、利用者登録も22件の登録をいただいております。また、これまでの売買等成約件数は、空き家9件、空き地1件が成約されており、このうち30代までの若い世代の方の成約が6件となっておりますので、若者向けの住宅環境整備の一環としても一定の効果が出ているものと考えております。

今後、人口減少に伴い空き家なども増加していくことが予想されますので、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に示されたとおり、若者を取り込む施策が将来人口の維持増加に対して効

果的であるとの結果を踏まえ、町有地などの活用など宅地分譲事業と共に利活用可能な空き家などの確保にも努め、移住・定住者の住宅環境を積極的に整備していきたいと考えております。

次に、観光を呼び込む「遊び場」と「多目的トイレ」の整備についてお答え申し上げます。

まず、キャンプの流行により注目が集まるチェリリン村であるが、広いエリアに対して水洗トイレが乏しいと感じる。子供の遊び場やトイレの整備予定についてお答え申し上げます。

現在のチェリリン村内のトイレの状況ですが、総合案内所前に多目的トイレを備えたウォシュレット機能のある水洗トイレが1棟あります。オートキャンプ場には、男女別の水洗トイレ棟が各4棟、計8棟設置されておりまして、グラウンドゴルフ場では、仮設の水洗トイレが4基あります。野営場につきましては、汲み取り式トイレが2か所ありますが、水洗トイレは整備されておりませんので、今後、水洗式トイレの設置を検討してまいりたいと考えております。

また、子供の遊び場につきましては、チェリウス脇の芝生内にすべり台1基と、ブランコ1基、あずまや1棟があります。

チェリリン村は、現在、オートキャンプ場、野営場、ケビンハウス、グラウンドゴルフ場、テニスコートなどの施設を中心に運営しておりますが、子供向けの事業として、チョウやカブトムシなどの昆虫が自生できるように、昆虫が好む種類の木を植えるなどの環境整備に取り組んでおります。引き続き、子供から大人まで楽しめるような施設となるよう努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、ふれあい交流プラザ内に多目的トイレの整備予定はあるかについてお答え申し上げます。

ふれあい交流プラザは、平成4年7月から供用開始をし、現在28年が経過した施設でございます。トイレにつきましては、平成30年度に改修工事を行い、男子トイレ及び女子トイレにある洋式トイレそれぞれ1か所をウォシュレット機能付にしたほか、女子トイレは和式トイレを1か所だけ残し、あとはすべて洋式トイレに改修しております。

工藤愛議員ご指摘のとおり、ふれあい交流プラザに障害者や子供のおむつ替えの際に利用できる多目的トイレは設置されてはおりません。現在のところ、ふれあい交流プラザ内に多目的トイレを整備する予定はございませんが、今後、整備するとなれば、多目的トイレを設置する位置や設置にかかる費用などについて、専門家等からも伺った上で判断していきたいと考えております。

いずれにしましても、子育て世代や障害者にやさしいまちづくりを進めているところでありますので、気持ちよく利用することができる施設となるよう検討してまいりたいと考えているとこ

ろでございます。

最後に、令和2年度予算で計画されたポケットパークの進行状況についてであります。今年度は南部地区、名川地区、福地地区にそれぞれ1か所ずつの計3か所を整備することとして、10月30日に請負工事の契約を済ませ、来年3月の完成を予定しております。

整備場所であります。南部地区は旧向保育所跡地の広場、名川地区は上名久井公民館敷地内、福地地区はあかね集会所に隣接する広場であります。整備内容は、ポケットパーク1か所につき、すべり台1基、ブランコ1基、ロッキング遊具2基、ベンチ3基を設置します。

ポケットパークは、地域の子供や高齢者はもちろん、子育て世代の親が小さなお子さんを連れて、住宅地に近く、身近な場所へ気軽に歩いていける施設として、誰でも、いつでも利用できる遊び場を、今後も順次整備していきたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 教育長。

○教育長（高橋力也君） 次に、私のほうから、高校生の通学費用についての助成の方針について説明いたします。

まず、町の中学生の進路状況についてご説明いたしますと、昨年度に卒業した中学生は121名、一昨年度に卒業した中学生159名、全て進学しているものであります。

進学先の内訳ですが、昨年度の卒業生は、名久井農業高校27名、三戸高校7名、八戸市内の高校、これは公立・私立・定時制・通信制を含みますが74名、青森県内の高校7名、県外の高校6名でありまして、一昨年度の卒業生の内訳としましては、名久井農業高校27名、三戸高校22名、八戸市内の高校90名、青森県内の高校13名、県外の高校7名となっているものであります。

現在、高校生に対しましては、通常12枚つづり1,000円の多目的バス回数券を、15枚つづりで1,000円という有利な回数券を販売しているほか、剣吉山方面、鳥谷方面、三戸駅方面、そして青い森鉄道剣吉駅から、それぞれ始業時間に間に合うよう、町のコミュニティバスを運行し、通学を支援しているところであります。

また、県におきましては、今年度より、公益財団法人青森県育英奨学会の奨学金を借りている高校生が、一定の要件を満たした場合に通学費などの一部について奨学金の返還を免除するという取組を始めているところであります。

町としましても、現在、大学生を対象としている奨学金の半額免除制度を令和3年度より高校

生も対象としたいということで、条例の一部改正案を本定例会に提出してございますので、ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げるものでございます。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 再質問ありませんか。工藤愛君。

○1番（工藤愛君） ご答弁ありがとうございました。

再質問させていただきます。

まず、1つ目の高校生及び若者世代の定住支援についてです。今まで町としても様々取組がされてきて、実際、子育て世代という意味では多くの成果を上げられているというご報告もいただきました。大変、チェリータウンにしても入居された方からも好評を得ているとお伺いしております。

ただ、私はこの質問の中でお伝えしたかったことは、子育てに至る前の若者ということです。全国的にも少子化の原因とされていること、それが若者の未婚化だということですね。お付き合いして、男女交際すら減ってきているというお話ですけれども、そのやはり前提となるものとして収入の減少、収入の減少が親元からの自立を妨げているという現状が当町においてもあるというように考えています。

町として、子育てに至る前の世代、こちらが自立した生活を営めるようなまず支援策、既にもしやられているのかどうか、それとも、あくまで子育てのところにスポットを当てて施策を取り組んでいるのかどうか、そちらをまずお伺いしたいと思います。

また、名久井農業高校の支援について、農業高校に限らず、高校生にバス券を配布したりですとかコミュニティバスが使えるたりですとか、そちらのほうは名久井農業高校に通学をしている親御さんからも大変好評をいただいているところだと思います。そのような声を聞きます。

ただ、先月、11月26日に発表された、県教委のほうから発表された中三の志望高校第一次調査、こちらを見ますと、名久井農業高校の各科の倍率はそれぞれありますけれども、平均すると0.64、70名の定員に対して45名の志望があったと。例年の卒業生の発表が今人数としてありまして、例年大体30名弱の方が町内から進学されているとなると、その他の人数というのも県内では既にかなり志望されている。具体的には恐らく八戸市内の方や郡部方だと思いますけれども、それの方が進学を希望されている。その方たちが、今後名久井農業高校をもっと選んでもらう。町内の中学生の人数というのはやはりこれから大いに増えていくということはありませんから、全国と

言わず、より近隣の市町村からの進学率を増やす施策が必要かと思いますが、そちらについて何か町として取り組まれているのでしょうか。

具体的には、学生寮が今土日は閉鎖されているはずなんです。土日閉鎖して自宅に帰っている。そのような状況の中で、全国から募集をしても、学生寮を土日でも開けておくという整備についても大きなハードルになっていくのではないかなと考えます。なので、現状の学生寮を広げるにしても、近隣からまずは増やしていく必要があるのではないかと考えています。

2つ目の質問、「遊び場」と「多目的トイレ」の整備について。チェリリン村近辺に関しましては、今後多目的トイレも、多目的トイレ、水洗トイレ、整備を検討しますということでお答えいただきまして大変うれしく思います。やはり今の子供たち、大人もそうですけれども、水洗トイレが当たり前と、それがぜいたくであるという認識がもはやなく、そのような設備でないと安心して外出ができないという方が非常に増えておりますので、ぜひ早急にご検討に入っていただきたいと思います。

また、ポケットパークに関して、場所の具体的なお話もございました。そもそもポケットパークというお話が出てきたきっかけというのは、特に南部地区、向児童保育所の跡地にというお話ですけれども、こちらはまだ学童として使われています。それをどういうタイミングで——来年の3月という今年度の3月ということによろしいのでしょうかね。そちらでどうやって整備していくのか。また通りから全然見えないところにありまして、果たして町民が気軽に集える場所なのかどうかという意味で、非常に、もうちょっと見やすい場所につくってくれたらいいのになというように思います。その点について、場所の選定理由と時期等についてお答えできればと思います。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） 交流推進課長。

○交流推進課長（松原浩紀君） 私のほうから、子育て世代の前の若い世代の支援ということについてお答え申し上げます。

特に若者特定という支援ではございませんが、仕事関連の支援といたしまして、町のほうでは、新規就農者支援及び創業事業者補助金などの支援のほか、求人・求職情報無料サイト、八戸都市圏ジョブ市場の運営にも参画しているところでございます。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 建設課長。

○建設課長（松橋悟君） ポケットパークについてお答え申し上げます。

向保育所跡地、現在は学童保育となっておりますけれども、もともと向保育所の園地であった部分が今更地になっておりまして、それと奥まったところにあるということなのですが、交通安全の面を考えて、子供たちが遊びに来たときに、なるたけ車での危険性がないところが頭にあったものですから、最初にそこを選定させていただきました。

なお、ポケットパークについては、町長の答弁にも先ほどございましたとおり、その地域において近いところ、歩いて行けるところに順次整備していく考えがございまして、向保育所のところに今整備したから旧南部の地区、特に県道沿いなんですけれども、その周りのずっと離れたところに整備するんだよということではなくて、地区地区において順次整備していきたいと考えていますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） 学務課長。

○学務課参事（中村貞雄君） 高校生の通学費用についての助成についてでございますけれども、南部町教育委員会としては、高校生の通学費用の助成については現在案としては持ち合わせてはございません。これについては、一人一人事情が違うということもございまして、また様々な考え方があることから、一概に助成というのはちょっと難しいのかなとは考えてはございます。

ですが、具体的なことにつきましては、今後の情勢、状況を見ながら考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） 私からは、名久井農業高等学校を応援する会の事務局という立場でお知らせしたいと思います。

先ほど議員のご質問の中に、名久井農業高等学校の寮が土日閉鎖というお話がございました。

確かに現状ではそのとおりでございます。現在、名久井農業高等学校の寮は、定員が16名なんです。この中に13名が入寮してございまして、八戸市、田子町、階上町、新郷村などから入寮している状況でございます。土日が閉まっているというところについては、校長先生ともお話をし、てまいってございまして、その辺については、やはりそこで見とどりする、監督する方々の都合もございまして、ここは基本的に県の施設でございますので、町のほうでどうこうということはないんでございまして、これから近隣の市町村の方々の名農を選んでいただくために必要なのであれば、町のほうからもそういう現実をお話しして、県にもご協力をいただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） ほかに質問はありませんか。工藤愛君。

○1番（工藤愛君） ご答弁ありがとうございました。

まず、最初の再質問でお聞きしました、南部町以外の地域の高校生に向けての広報活動等に関してまず取組はないのかどうか。町内に関しては広報紙で毎号紹介されて非常にいい取組であると思います。やはり、まずは内容を知ること。なかなか地元といえども関わりのない方には名農の活動というのなかなか見えづらいところもありますので、テレビコマーシャルというお話もありました。あれも高校生にとって大変効果があると思います。なので、コマーシャルと併せて直接に中学生に届くような広報活動ができればいいのかなというふうに考えておりますが、もしこれまでの取組、それから今後ですね、お考えがありましたらお願いします。

また、ポケットパークに関して、皆さんが集えるようにと、そちら大変結構なんですけれども、ただ、どうしても南部町、雪国ですので、冬の半分は屋外の施設というのはほとんど使えなくなるのが現状だと思います。私も子育てしていて、実際雨の日ですとか雪の日ですとか、出かける場所に困るというのは毎年経験しているところなんです。なので、できることなら屋外の設備よりも全天候型施設、屋根のある施設ですね、特にふれあい交流プラザは民間の事業者さんが休日にイベントを開いたりとか、そういう形でかなり活用しようという取組が広がっているところですので、より多くの方が利用できるような設備の検討をしていただきたいと思います。

屋外の設備、それから屋内の設備の方向性について、町の考えをお聞かせください。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） 教育長。

○教育長（高橋力也君） ほかの町村への、中学生へのPR活動ということですが、三戸郡内では農業高校は名農しかないわけですが、上十三に行けば三本木農業があります。五戸地区は名久井農業じゃなくて向こうのほうに行くんです。ですから、名久井農業に来るのは、田子、三戸、そして八戸のこちら寄り。階上でも通学列車がある地域というふうに、大体そういうふうになっております。県立高校ですので、町のほうで名久井農業高校をばあーんと出すことはなかなか難しいもので、先ほどのあったように、テレビのコマーシャル、それからホームページ、広報紙等であります。それから名久井農業高校では体験入校を、恐らく三戸郡、八戸市、上十三地区全てに、いつでもおいでくださいという体験入学の要綱を配布して、希望者があれば名農に行って体験するというのを名農高で行っております。ですから、もし町でできるのであれば、そのときに、寮を整備しているとか、バスの回数券を発行しているとか、通学に大変手厚いことをしているということを併せて名農高さんの説明のときにしてもらえれば、それが町としての支援になるのかなと考えております。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） 住民生活課長。

○住民生活課長（岩間雅之君） 住民生活課からは、ふれあい交流プラザの利用状況についてお知らせしたいと思います。

令和元年度でございますが、利用件数は91件の利用がございまして、今年度につきましては、コロナ禍の状況ということで、これまで、10月末の時点で15件の利用ということになっております。住民生活課でプラザの利用申請については承っておりますので、申込みがあってその時間帯に予約等が入っていなければ条例に従って利用いただけるということでございます。全天候施設であって、三戸駅前の拠点になる施設でございますので、申込みをいただき使っていただければと思っております。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） 建設課長。

○建設課長（松橋悟君） ポケットパークについてお答え申し上げます。

ご指摘のとおり、雪国でありますので、雪が降った場合公園のほうにも雪が積もるわけですが、今の現状を申し上げますと、公園内の除雪まではやっていないのが現状です。ただ、雪は降るんですが、公園自体を閉鎖しているわけではないので、やはり交通の面から考えれば、道路で遊ぶということはないんですけれども、公園内で遊んでいただければよろしいのかなと思います。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） これで工藤愛君の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（夏堀文孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、12月9日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。

（午前11時13分）

令和2年12月9日（水曜日）

第98回南部町議会定例会会議録

（第3号）

第98回南部町議会定例会

議事日程（第3号）

令和2年12月9日（水）午前10時開議

- 第 1 報告第 20号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(令和2年度南部町一般会計補正予算(第7号))
- 第 2 報告第 21号 専決処分した事項の報告について
(工事請負契約の一部を変更する契約の締結について(垵渡消防拠点施設
建設工事))
- 第 3 議案第107号 南部町議会議員及び南部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関す
る条例の制定について
- 第 4 議案第108号 南部町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税
の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第109号 南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第110号 南部町奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第111号 南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第112号 南部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定め
る条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第113号 南部町の消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改
正する条例の制定について
- 第 10 議案第114号 南部町立児童館条例を廃止する条例の制定について
- 第 11 議案第115号 財産の取得について(新庁舎事務用備品)
- 第 12 議案第116号 財産の取得について(新庁舎ブラインド・カーテン)
- 第 13 議案第117号 財産の取得について(システムプリンタ)
- 第 14 議案第118号 財産の取得について(南部町立小中学校サーモグラフィカメラ)
- 第 15 議案第119号 財産の取得について(南部町立小中学校タブレット)
- 第 16 議案第120号 令和2年度南部町一般会計補正予算(第8号)
- 第 17 議案第121号 令和2年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

- 第 18 議案第122号 令和2年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 19 議案第123号 令和2年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第 20 議案第124号 令和2年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）
- 第 21 議案第125号 令和2年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）
- 第 22 陳情第7号 「学校給食の無償化」をもとめる陳情
- 第 23 常任委員会報告
- 第 24 委員会の閉会中の継続調査の件

追加第1 発委第4号 「学校給食の無償化」を求める意見書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	工藤 愛 君	2番	松本 啓吾 君
3番	久保利 樹 君	4番	夏堀 嘉一郎 君
5番	坂本 典男 君	6番	滝田 勉 君
7番	西野 耕太郎 君	8番	山田 賢司 君
9番	八木田 憲司 君	10番	中舘 文雄 君
11番	工藤 正孝 君	12番	夏堀 文孝 君
13番	沼畑 俊一 君	14番	根市 勲 君
15番	馬場 又彦 君	16番	川守田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工藤 祐直 君	副 町 長	佐々木 俊昭 君
総務課長	久保田 敏彦 君	企画財政課長	金野 貢 君
交流推進課長	松原 浩紀 君	税務課長	下井田 耕一 君
住民生活課長	岩間 雅之 君	健康福祉課参事	福田 勉 君

農林課参事	東野成人君	商工観光課長	元沢清則君
建設課長	松橋悟君	会計管理者	野月正治君
医療センター参事	佐々木大君	市場長	馬場均君
教育長	高橋力也君	学務課参事	中村貞雄君
社会教育課参事	佐々木高弘君	農業委員会事務局長	夏堀勝徳君

職務のため出席した者の職氏名

事務局参事	中里司	班長	小林京子
総括主査	坂本裕昭		

◎再開の宣告

○議長（夏堀文孝君） これより第98回南部町議会定例会を再開します。
本日の会議を開きます。議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎報告第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第1、報告第20号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（令和2年度南部町一般会計補正予算（第7号））」を議題とします。本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（金野貢君） おはようございます。

それでは、議案書の1ページをお開き願います。

報告第20号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（令和2年度南部町一般会計補正予算（第7号））」ご説明申し上げます。

下段の処分理由に記載のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内経済の活性化及び町民生活の支援を目的としまして、年末年始の買い物に間に合うようプレミアム商品券を発行するため令和2年度一般会計補正予算を補正する必要が生じ、専決処分したものでございます。

3ページをお開き願います。専決第14号「令和2年度南部町一般会計補正予算（第7号）」は、第1条、歳入歳出予算の総額に8,400万円を追加し、総額を160億224万3,000円とすることについて、令和2年11月4日付で専決処分を行いました。

12、13ページをお開き願います。歳出の補正は、7款1項1目商工業振興費の18節補助金に新型コロナウイルス経済対策特別プレミアム商品券発行事業として、50%プレミアム相当分7,500万円を計上いたしました。発行する商品券は、500円券が1セット15枚綴り、7,500円分を5,000円で販売するもので、3万セット分、発行額は2億2,500万円となるものでございます。12節委託

料は、商品券の発行を商工会に委託するため、委託料として900万円を計上いたしました。町商工会では、今月19日に商品券の販売を開始できるよう準備を進めていただいております。

ページを戻って10ページ、11ページをお開き願います。歳入の補正は、プレミアム商品券の発行にかかる財源として、14款2項1目総務費国庫補助金に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金8,400万円を計上し対応いたしました。

以上のとおり専決処分したことにつきまして、地方自治法の規定に基づきご報告申し上げ、議会の承認を求めるものでありますのでよろしくお願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第20号を採決します。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

報告第20号は原案のとおり承認されました。

◎報告第21号の上程、説明、質疑

○議長（夏堀文孝君） 日程第2、報告第21号「専決処分した事項の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について（埜渡消防拠点施設建設工事））」を議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） 説明資料の1ページをお開き願います。

報告第21号「専決処分した事項の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について（坵渡消防拠点施設建設工事））」についてご説明いたします。

工事請負契約の一部を変更する契約の締結につきまして、南部町長が専決処分できる軽易な事項の指定に基づき専決処分したものであります。

専決年月日は、令和2年11月17日。工事名は、坵渡消防拠点施設建設工事。工事場所は、南部町大字坵渡地内。契約の相手方は、南部町大字斗賀字沼田5番地7、有限会社西塚建設工業、代表取締役西塚義美。変更前の請負代金5,102万4,600円に請負代金の2.57%となる131万3,400円を追加するものであります。

変更内容は、外構工事におけるアスファルト舗装の追加による増額、側溝整備の追加による増額、その他現地精査によるものであります。

以上につきまして地方自治法の規定に基づきご報告申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第21号を終わります。

◎議案第107号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第3、議案第107号「南部町議会議員及び南部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」を議題とします。本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長(久保田敏彦君) 説明資料の4ページをお開き願います。

議案第107号「南部町議会議員及び南部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」ご説明いたします。

趣旨でございますが、公職選挙法が改正され選挙公営が拡大されたことに伴い条例を制定するものであります。

内容でございますが、選挙運動用自動車経費とビラの作成費、ポスター作成費を公費負担とするもので、それぞれの単価につきましては中段ほど、2内容の①から③のとおりであり、国や県に準じた単価としております。

施行日は令和2年12月12日であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長(夏堀文孝君) 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第107号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

議案第107号は原案のとおり可決されました。

◎議案第108号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第4、議案第108号「南部町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（下井田耕一君） 説明資料の5ページをお開き願います。

議案第108号「南部町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律が一部改正され、引用条項にずれが生じたため所要の改正を行うものであります。

具体的には、法律の対象となる事業者は中小企業者であります。中小企業であった事業者が中小企業でなくなったとしても、承認を受けた事業の実施期間内は引き続き中小企業とみなして法を適用するなどの条項が追加されたものであります。それに伴いまして引用条項の修正などを行うため、条例を改正するものでございます。

条例改正の内容につきましては、1点目といたしまして、引用条項の移動に伴う改正で24条を25条に。2点目は、元号の整理で平成33年を令和3年に。3点目は、条項の移動による省令の題名の変更に伴う改正で第25条を第26条に改正するものでございます。

なお当町での本条例の特別措置の適用実績はございません。

条例の施行日は公布の日であります。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第108号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。
議案第108号は原案のとおり可決されました。

◎議案第109号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第5、議案第109号「南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（下井田耕一君） 説明資料の6ページをお開き願います。

議案第109号「南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、個人所得課税において給与所得控除や公的年金等控除の10万円が基礎控除に振り替えられたことから国民健康保険被保険者に不利益が生じないように所要の改正を行うものでございます。

具体的にはページの下段の参考、個人課税の改正の概要（平成30年度）をご覧くださいと思います。

初めに、給与・公的年金所得者についてであります。ここでは給与所得者の場合でご説明させていただきますと思います。給与の給与所得控除額が65万円から10万円引き下げられ55万円に、また、基礎控除が33万円から10万円引き上げられ43万円になっております。10万円が振り返られております。この例で申し上げますと、150万円の給与収入の方は給与から控除される額の総額は98万円で改正前と同額、課税所得金額は52万円でこちらも同額となります。

次に、事業所得者であります。基礎控除が10万円引き上げられたことにより課税標準額、課税所得金額ですが、これが10万円の減となり税額についても減となるものでございます。

この税制改正の対応が今回の条例改正の内容となるものであります。

条例改正の内容につきましては、第23条の国民健康保険税の減額7割、5割、2割軽減に関する部分の改正になるもので、1点目といたしまして、軽減割合の基礎控除相当額の33万円を43万

円とし、2点目といたしまして、世帯主以外の給与・公的年金等の所得がある被保険者1名につき振り替えられた分の所得が10万円増となりますので、判定基準につきましても1人当たり10万円を加算し実質的に同様とするものでございます。

条例の施行日は令和3年1月1日で、令和3年度以後の国民健康保険税から適用するものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第109号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第109号は原案のとおり可決されました。

◎議案第110号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第6、議案第110号「南部町奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。本案について説明を求めます。学務課長。

○学務課参事（中村貞雄君） それでは、説明資料の7ページをお開き願います。

議案第110号「南部町奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

趣旨でございますが、令和2年6月に総務省で策定されました、奨学金を活用した若者の地方定着促進要綱により、町が定住支援策として返済免除をしてございました額の2分の1の額が特別交付税措置されることとなったことを受け、国の取り組みの対象要件を満たすため、所要の改正を行うものでございます。

内容でございます。国の対象要件を満たすため、奨学金の返済免除の対象を大学生から高校生以上に拡大するものでございます。その他、字句の整理等についてを行います。申請者の変更については、奨学金の申請は親または子と規定されている一方、契約者が退学した時などは契約を解除すると規定されていること等から、申請者を学生本人と改めるものでございます。さらに、字句の統一として、「町内」、「南部町」、「同町」と表現されていたものを「町」に、それから、「就学資金」、「奨学金」と表現されていたものを「奨学金」に統一をするものでございます。

施行日は令和3年4月1日とし、一部改正後の返済免除の対象は令和3年4月1日以降に奨学金貸付契約を締結するものから適用し、今年度以前に契約したものは対象外とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。川守田稔君。

○16番（川守田稔君） 2分の1を免除する。この2分の1というのはどういう根拠があるかっていうか、どういう根拠に基づいて2分の1かっていうことをお尋ねするのがひとつ。

それから・・・。

○議長（夏堀文孝君） すみません。マスクをしたまま質問してください。

○16番（川守田稔君） 奨学金を借りられる方、総額でどれくらいの借入額になっているのでしょうか。わかる範囲で教えてください。

○議長（夏堀文孝君） 学務課長。

○学務課参事（中村貞雄君） 高校生を例にとって具体的にお話しさせていただきたいと思いません。

高校生の場合については、月額2万円の奨学金を受けることが現在できますが、それを3年間ということで12か月のかける3年、そうすると合計で72万円となりますが、返済の免除額は36万円、半分ですので、町負担分ですね。それから、奨学生の返還額が、36万円分がございます。

今回の法改正によりまして、高校生以上が対象ということで、この町の負担分の36万円、これの2分の1の18万円分が特別交付税措置の対象となるものでございます。

それから、2つ目の質問でございますが、現在、奨学金の貸付状況でございますが、高校生は現在4人分あります。全体としては33件分で117万円となっているものでございます。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 川守田稔君。

○16番（川守田稔君） 内容はわかりました。ですが、もうちょっと、この2分の1にこだわる必要はないのではないのかなと私は思ったりもします。

どうせですね、町外に出てしまっただけでそのままであれば町に対する恩恵はたぶんゼロであると考えればいいかと思えます。ですけれど、南部町に町民登録していただければですね、このほかに、例えば、交付税算入の対象になりますよね。それから、給与所得者であれば、例えば、納税をしてくださいます。家を建てれば固定資産税を払ってくださいます。そんなことをもろもろ考えるとですね、住民登録をしてくれたという、そのメリットを最大限に活かせばですね、残り2分の1も、2分の1の何分の1かはですね、免除してあげれるんじゃないのかなと私は考えます。そのへんご所管がありましたらお答えください。

○議長（夏堀文孝君） 答弁を。学務課長。

○学務課参事（中村貞雄君） 現在のこの法の制定については、大学生からですね、高校生以上に拡大をしたいということでの今回の案件でございますので、奨学金全体については、申し訳ございませんが、ここでは答えるということにはなかなか難しいものと考えてございます。

以上です

○議長（夏堀文孝君） 川守田稔君。

○16番（川守田稔君） 条例改正の趣旨がですね、地方定着促進要綱というところにあるわけですから、最大限、地方に定着していただくということを考えてもいいかと思うんです。

ある本を読んできましたら、大学生の女の子をもつお母さんがですね、彼氏見つけるんだったら奨学金借りてないような人にしなさいよね、みたいな話をしたのしないのっていう話が、エピソードが載ってました。それほど、今、この30年来のデフレにあってですね、賃金も上がらない、そういう不安が学生時代にもあるわけですよ。考えなくてはいけないのは、それを心配する母親の世代もデフレの中に生活してきた人達だって言うことだと思えます。ですから、東京なり仙台なり県外に行ったきり、それはもう何の恩恵もありませんけれども、ここに町民登録して下さったってということなのであれば、メリットを最大限本人に還元してあげて、末永くこの町に住み続けていただく、というようなことを考えるのもいかならうかと思って発言させていただきました。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第110号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第110号は原案のとおり可決されました。

◎議案第111号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第7、議案第111号「南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課参事（福田勉君） それでは、説明資料の8ページをお開きください。

議案第111号「南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明いたします。

初めに、趣旨でございますが、厚生労働省で定めている、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて（平成26年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知第2号。以下「通知」と言います。）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

内容でございますが、本条例は保育所より少人数の単位で、ゼロ歳から2歳までの子どもを対象とした保育事業（家庭的保育事業等）、つまり、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、この事業については、ゼロ歳から5歳までが対象となります。この4つの事業に関する設備及び運営に関する基準を定めております。これらの事業は市町村による認可事業で「地域型保育事業」と言われているものです。ちなみに、本条例で定めているこれらの事業は、事業を行う者がなく現段階では実施されていない状況でございます。

今回、通知の一部改正に伴い所要の改正を行うもので、具体的には次のとおり改正するものです。

1点目の（1）として、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業を行う事業所の設備の基準において、4階以上に保育室等がある施設について、改正前は屋内と階段室との間にある付室に窓もしくは排煙設備の設置義務がありますが、建築基準法施行令が一部改正され、通常の火災時に生ずる煙が付室を通じて階段室に流入することを有効に防止できる構造等によいものと規定されたため、関連する条文及び引用する条項ずれを整理するものです。

2点目の（2）として、家庭的保育事業等を行う者に係る従事職員につきまして、保育士とみなすことができるとされており、今回の改正ではみなすことができる職員について「保健師又は

看護師」に「准看護師」を加えるものです。

3点目の(3)として、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業を行う事業所における職員の配置につきまして、当分の間、次のとおりの特例を設けるものです。

9ページをお願いします。9ページ上部の①から③までの特例を設けるものでございます。

新旧対照表は、9ページから14ページにかけての表のとおりでございます。

施行日は公布の日です。

以上で議案第111号の説明を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第111号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第111号は原案のとおり可決されました。

◎議案第112号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第8、議案第112号「南部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課参事(福田勉君) それでは、説明資料の15ページをお願いします。

議案第112号「南部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明いたします。

初めに、趣旨でございますが、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の公布に伴い、指定居宅介護支援事業所、これは介護保険のケアプランを作成する事業書のことでございます。これにおける管理者の資格に係る要件の緩和及び経過措置期間を延長するため、所要の改正を行うものです。

内容でございますが、居宅介護支援事業所における管理者要件ついて、人材確保に関する状況等を勘案し令和3年3月31日までとじていた経過措置期間の延長を行うとともに、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等、やむを得ない理由がある場合については、主任介護支援専門員を管理者としない取り扱いを可能とするものです。

具体的には、次のとおりです。

1点目の(1)管理者の資格に係る要件の緩和ですが、令和3年4月1日以降、居宅介護支援事業所の管理者となる者は、いずれの事業所であっても主任介護支援専門員であることとするものです。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等、やむを得ない理由がある場合については、管理者を介護支援専門員とする取り扱いを可能とするものです。

2点目の(2)管理者要件の経過措置期間の延長ですが、令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予するものです。

新旧対照表は15ページから16ページにかけての表のとおりです。

施行日は公布の日です。

以上で議案第112号の説明を終わります。

○議長(夏堀文孝君) 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第112号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

議案第112号は原案のとおり可決されました。

◎議案第113号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 日程第9、議案第113号「南部町の消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長(久保田敏彦君) 説明資料の17ページをお開き願います。

議案第113号「南部町の消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

趣旨でございますが、人口減少及び高齢化率の上昇に伴い、現状に応じた定数とするため、所要の改正を行うものであります。

内容でございますが、現在の消防団員の定員741人は、合併時の平成18年に各町村の定員の合计数をもって定員と定めていたものであります。これまでの団員数の推移や令和2年4月1日現在の団員数が686であることを鑑み、現状の団員数に合わせて741人から約5%減となる703人とする改正を行うものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長(夏堀文孝君) 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第113号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

議案第113号は原案のとおり可決されました。

◎議案第114号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 日程第10、議案第114号「南部町立児童館条例を廃止する条例の制定について」を議題とします。本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課参事(福田勉君) 説明資料の18ページをお願いいたします。

議案第114号「南部町立児童館条例を廃止する条例の制定について」をご説明いたします。

初めに、趣旨でございますが、入館児童数の減少に伴い、町立の児童館としてはただ1つだけ設置されている、ゆとりあ児童館を廃止したいため、本条例を廃止するものです。

内容でございますが、町立の児童館については、入館児童数の減少に伴い、一定の入館児童数以下となった場合には休館することとし、休館後3年連続して入館申込児童数が10人に満たない場合には当該児童館を廃止することとしているところです。

ゆとりあ児童館の場合、平成30年度から休館しており、入館申込児童数が平成30年度分が6人、令和元年度分が2人、令和2年度分が1人で、3年連続して入館申込児童数が10人に満たなかつ

たことから、当該児童館を廃止するものです。

本条例は南部町立児童館の設置、名称及び位置などを定めており、ゆとりあ児童館の廃止に伴い設置する町立の児童館がなくなることから、本条例を廃止するものです。

なお、廃止する児童館の名称及び位置は次のとおりです。

名称、南部町立ゆとりあ児童館。位置、南部町大字福田字館先25番地1。

施行日は令和3年4月1日です。

附則による一部改正ですが、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を一部改正するもので、別表から児童館運営協議会委員を削るものです。

以上で議案第114号の説明を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第114号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第114号は原案のとおり可決されました。

◎議案第115号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第11、議案第115号「財産の取得について（新庁舎事務用備品）」

を議題とします。本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長(久保田敏彦君) 説明資料の19ページをお開き願います。

議案第115号「財産の取得について(新庁舎事務用備品)」についてご説明いたします。

取得する財産は新庁舎事務用備品一式。納入場所は南部町役場新庁舎。契約の相手方は八戸市小田2丁目1番18号、八戸事務機販売株式会社、代表取締役、玉井一。売買代金は1億8,128万円。落札率は93.65%。指名競争入札で行われ、入札業者等は20ページの入開札一覧表のとおりであります。

取得する財産の概要でございますが、事務机、椅子、書棚、会議用机などがございます。

納入期限は令和3年3月26日までとなっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長(夏堀文孝君) 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第115号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

議案第115号は原案のとおり可決されました。

◎議案第116号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第12、議案第116号「財産の取得について（新庁舎ブラインド・カーテン）」を議題とします。本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） 説明資料の21ページをお開き願います。

議案第116号「財産の取得について（新庁舎ブラインド・カーテン）」についてご説明いたします。

取得する財産は新庁舎ブラインド・カーテン一式。納入場所は南部町役場新庁舎。契約の相手方は南部町大字平字広場25番地17、有限会社掛端呉服店、代表取締役、掛端正宣。売買代金は604万7,800円。落札率は66.64%。指名競争入札で行われ、入札業者等は22ページの入開札一覧表のとおりであります。

取得する財産の概要でございますが、横型ブラインド、ロールスクリーン、ドレープカーテン、レースカーテン一式でございます。

納入期限は令和3年3月26日までとなっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第116号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第116号は原案のとおり可決されました。

◎議案第117号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第13、議案第117号「財産の取得について（システムプリンタ）」を議題とします。本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（金野貢君） 説明資料の23ページをお開き願います。

議案第117号「財産の取得について（システムプリンタ）」ご説明申し上げます。

取得する財産はシステムプリンタ1台。納入場所は新庁舎。契約の相手方は八戸市石堂三丁目15番21号、株式会社リーディングシステム、代表取締役、大貫真弓。売買代金は1,053万8,000円。指名競争入札により施行し、落札率は67.23%でございました。

取得する財産の概要でございますが、税金の納付書などを印刷する大型のプリンタで、現在の機械は耐用年数を経過していることから更新のため調達するものでございます。

納入期限は令和3年3月26日としております。

以上の契約を締結するため、議会の議決を求めるものでありますので、よろしく願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第117号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。
議案第117号は原案のとおり可決されました。

◎議案第118号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第14、議案第118号「財産の取得について（南部町立小中学校サーモグラフィーカメラ）」を議題とします。本案について説明を求めます。学務課長。

○学務課参事(中村貞雄君) それでは、説明資料の25ページをお開きください。

議案第118号「財産の取得について（南部町立小中学校サーモグラフィーカメラ）」についてご説明申し上げます。

取得する財産ですが、サーモグラフィーカメラ12台でございます。納入場所、南部町地内、小学校8校、中学校4校、町内各小中学校になります。契約の相手方、八戸市八太郎二丁目1番5号、株式会社三幸堂ビジネス八戸支店、支店長、中村愛次朗。売買代金でございますが、986万400円。落札率は87.88%でございます。施行方法は指名競争入札でございます。26ページのほうに入開札一覧表がございますので、そのとおりでございます。

取得する財産の概要は、先ほどと同じくサーモグラフィーカメラ12台。納入時期でございますが、令和3年3月15日でございます。

こちらについては、新型コロナ対策でもございますし、また、インフルエンザ等の対策のために各校に整備をする旨のものでございます。なお、学校保健特別対策事業費補助金を用いての整備となります。

説明については以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第118号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。
議案第118号は原案のとおり可決されました。

◎議案第119号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第15、議案第119号「財産の取得について（南部町立小中学校タブレット）」を議題とします。本案について説明を求めます。学務課長。

○学務課参事(中村貞雄君) 説明資料の27ページをお開き願います。

議案第119号「財産の取得について（南部町立小中学校タブレット）」についてご説明申し上げます。

取得する財産はタブレット端末1,214台でございます。納入場所は町内各小中学校。契約の相手方は八戸市北インター工業団地一丁目5番10号、株式会社サン・コンピュータ、代表取締役、三浦克之でございます。売買代金は5,875万7,600円。落札率は98%。

施行方法は指名競争入札でございます。28ページのほうに入開札の一覧表のとおりでございます。

取得する財産の概要はタブレット端末1,214台。納入期限は令和3年3月26日でございます。

このタブレット端末につきましては、GIGAスクールに対応するもので、小中学校全生徒、それから、先生用の使用に対応するものでございます。なお、公立学校情報機器整備費補助金を用いての整備となります。

説明については以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第119号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第119号は原案のとおり可決されました。

○議長（夏堀文孝君） ここで、11時5分まで休憩とします。

（午前10時49分）

○議長（夏堀文孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時05分）

◎議案第120号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第16、議案第120号「令和2年度南部町一般会計補正予算（第8号）」を議題とします。本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長(金野貢君) 議案書の95ページをお開き願います。

議案第120号「令和2年度南部町一般会計補正予算(第8号)」についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に781万円を追加し、予算総額を160億1,005万3,000円とするものでございます。

100ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費につきましては、2款1項総務管理費の統合庁舎建設事業に関連する外構整備工事及び昼ノ前・名久井小学校線舗装新設工事が年度内に完了しない見込みとなったことから、事業費1億9,080万5,000円を翌年度に繰り越しするものでございます。

110、111ページをお開き願います。

歳出の主なものから説明いたします。上段、1款1項1目議会費は、議会デジタル化へ向けたタブレット端末購入費として、17節備品購入費に345万1,000円、11節役務費に通信費17万円を計上し、財源として国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金362万1,000円を充当するものでございます。

なお、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、このたび、国の2次配分に係る交付決定があったことから、それぞれ該当事業へ充当する財源補正を行っており、以下の説明で特に説明をしない国県支出金欄に記載がある国庫補助金は、このコロナ臨時交付金が充当されるものでございますので、ご了承くださいませようお願いいたします。

下から3段目、2款1項6目企画費の10節需用費は、来年1月1日に南部町が合併してから15周年を迎えることから、記念品としてエコバックを作成し全世帯に配布するため、825万円を計上するもので、財源として県の元気な地域づくり支援事業補助金の採択を受けたことから412万5,000円を充当するものでございます。

下段、10目地域交通対策費は、里バスの車両の故障に係る修繕料400万円及び修理中の代替車の借上料122万円を追加するものでございます。

112ページ、113ページをお開き願います。

1行目の18節補助金の508万5,000円は、生活路線維持補助金として民間路線バス事業者に対し、赤字路線への単独補助金59万9,000円。ICカードシステム整備に対する補助金406万5,000円及びバスロケーションシステム導入に対する補助金42万1,000円を計上するものでございます。

その下、12目諸費の12節委託料は、ふれあい交流プラザの玄関付近の地盤沈下に対応するため、測量設計委託料50万円を計上し、17節備品購入費の執行残を減額することにより対応するものでございます。

2 段目、2 款 2 項徴税費の 2 目賦課徴収費の 13 節事務機器借上料は、コロナ対策として申告受付会場の混雑を解消するため、受付番号発券機及び番号表示器の借上料 23 万 4,000 円を計上するものでございます。

114 ページ、115 ページをお開き願います。

3 款 1 項社会福祉費の 2 行目、2 目社会福祉施設費の 12 節委託料は、このたびの統合庁舎建設に伴い、老人福祉センターの浄化槽を取り壊しし農業集落排水に接続したことから、新たに下水処理料金が必要となったため、指定管理者への委託管理料に 92 万 2,000 円を追加するものでございます。

4 段目、4 目老人福祉費の 18 節補助金 721 万円の減は、認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業を、その 4 行下、8 目介護保険事業費の 18 節補助金へ移行するとともに、国庫補助金額の決定により 576 万 8,000 円に減額し、特定財源の国庫補助金も減額調整するものでございます。

118、119 ページをお開き願います。

上段、4 款 1 項 4 目母子保健費の 18 節補助金は、特定不妊治療助成事業の対象者数が増加したため、50 万円を追加するものでございます。その下、19 節扶助費は、未熟児の養育医療給付について高額の医療費が増加したことから 87 万円を追加するもので、財源として国庫負担金 37 万 4,000 円、県負担金 18 万 7,000 円のほか、保護者の負担金 11 万 9,000 円をそれぞれ充当するものでございます。

下段、6 款 1 項農業費の 3 段目、3 目農業振興費の 18 節補助金は、コロナ対策として行なった農畜産業先行型持続化給付金の交付が終了したことから執行残 2,445 万円を減額するものでございます。同じく 18 節補助金の強い農業・担い手総合支援事業は、スピードスプレーヤー 1 台分の導入に係る補助金 186 万 4,000 円を追加するもので、財源として県補助金を同額充当するものでございます。

120、121 ページをお開き願います。

7 款 1 項商工費の 3 段目、3 目観光施設費は、10 節需用費にチェリウス、バーデなど町内の観光施設での忘年会新年会シーズンへ向け、飲食会場へ設置する飛沫防止パネルの購入費 69 万 3,000 円とバーデハウスの冷温水設備の修繕料 49 万 5,000 円を追加するほか、18 節補助金には売上が減少しているバーデパークの指定管理者である健康増進公社への支援として 618 万円を追加するものでございます。

下段、8 款 2 項 1 目道路橋りょう維持費の 10 節需用費は、街路灯の交換修繕料 495 万円を追加

するものでございます。

122、123ページをお開き願います。

上段、8款5項1目住宅管理費の10節需用費は、町営住宅の退去時の清掃修繕料等343万4,000円を追加するものでございます。

3段目、10款1項2目事務局費の12節委託料は、コロナ禍により実家を離れ、自粛生活により学業を頑張っている中、さらに年末年始の里帰りが困難となることが予想される学生の生活を支援するため、りんごなど町特産品の詰め合わせを宅配する事業「ふるさとからの贈り物事業」として165万円を計上するものでございます。18節負担金は、大学生等を持つ親等への支援金の交付が終了したことから執行残を減額するものでございます。下段、10款2項1目学校管理費の12節委託料は、町内小中学校へのエアコン設置準備のため、壁材の石綿調査を行う経費126万5,000円を計上するものでございます。

124、125ページをお開き願います。

2段目、10款4項1目教育振興費は、幼稚園型一時預かり事業の利用者数及び利用時間が当初見込みより増加したことから18節補助金に409万4,000円を追加するものでございます。

126、127ページをお開き願います。

10款6項保健体育費の2段目、2目保健体育施設費の14節工事請負費は、B&G海洋センターの施設改修工事が終了したことから執行残574万6,000円を減額するとともに、工事に伴うB&G財団からの助成額が確定したことから特定財源の雑入のうち1,110万円を減額するものでございます。

歳出の補正はただいま説明した主なもののほか、このたびの期末手当支給率の減に伴う職員手当及び共済費の減額を行ったほか、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった事業費の減額補正などを行っております。

ページを戻って、104、105ページをお開き願います。

歳入のうち特定財源として充当されるものは歳出の説明で申し上げたとおりでございますが、それ以外の主な歳入の補正について説明いたします。

上段、9款1項1目地方特例交付金は、交付額の確定により385万8,000円を追加するものでございます。下段、14款2項の1行目、1目総務費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の2次配分額2億7,769万6,000円を追加し、コロナ関連事業費へそれぞれ充当してございます。その下、2目民生費国庫補助金の下段、生活困窮者就労準備支援事業費補助金は、町商工会が行なっている達者村宅配事業に対する町からの補助金が当該補助金の採択にな

ったことから200万円を計上するものでございます。

106、107ページをお開き願います。

2段目、15款2項1目総務費県補助金の新型コロナウイルス感染症対応地域経済対策事業補助金は、追加で1,500万円が交付されることとなったことからこれを計上し、町内商工業者に対するコロナ対策補助金に充当するものでございます。

下段、18款2項1目財政調整基金繰入金は、歳入にコロナ対策の国の地方創生臨時交付金及び県の地域経済対策事業補助金を計上したほか、歳出では終了したコロナ対策経費及び中止したイベント経費などを減額したことから繰入金を3億1,055万5,000円減額するものでございます。

108、109ページをお開き願います。

上段、19款1項1目繰越金は、一般会計の前年度繰越金の確定に伴い1,302万2,000円を減額するものでございます。

下段、20款5項3目雑入の各種負担金の減は、先ほど申し上げましたB & G財団の助成金確定に伴う1,110万円の減等によるもの。その下は、旧三戸郡福祉事務組合の解散に伴い清算金3,792万9,000円及び交付税配分金56万3,000円が交付されることとなったことからそれぞれ計上したものでございます。

議案第120号の説明は以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。1番、工藤愛君。

○1番（工藤愛君） ページ数が119ページ。4款衛生費1項4目母子保健費の特定不妊治療費助成事業が想定より多くなっているということですが、対象者の人数と近年の動向がもしわかりましたらお知らせください。

○議長（夏堀文孝君） 健康福祉課長。

○健康福祉課参事（福田勉君） 当初、予算額として50万円、10万円の給付額で5人分みてございましたが、それが今年度に入りまして、申し込みがございまして、年度末まで足りない見込みであることから、さらに10万円かける5人分、50万円、今回補正いたしました。当初の見込みよりだいぶ、事業の申込者が来てるという現状でございます。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） ほかに質疑ありませんか。7番、西野耕太郎君。

○7番（西野耕太郎君） ページは104ページです。今回、歳入の14款2項1目総務費国庫補助金2億7,769万6,000円。次のページの15款2項1目総務費県補助金1,500万。その他、企画財政課長からも話ありましたけれども、6月補正、それから、9月補正、今の専決と合わせて、新型コロナウイルス対応の臨時交付金、それから、県補助金が、約4億4,700万ほど入ってきているわけですが、予算化されてきております。町長がきのう申し上げたとおりだと思いますけれども、何を言いたいのかと言いますと、歳入で、もちろん、コロナに対しての、この地域の経済対策のために使われているわけですが、我々議員は予算書を見て理解してわかっているわけですが、一般の方々、町民の方々、国、県から今のこの臨時交付金がこれだけきているっていうのがわかってない。

コロナがちょうど発生してからですね、1年経過したわけですので、この際ですね、次回の広報でもいいでしょうし議会だよりでもいいと思うんですけども、国、県、一般財源も含めてもいいと思いますけども、このくらいかかって、こういうふうなものに使っていますよと、いうのをですね、一般町民に知らせるべきではないのかと。まだまだコロナは終息する兆しがないわけですので、いまだこれからもですね、見えないわけですので、やはり、町民の方々にこれくらい国からもらっています、県からもらってますというのをですね、知らせる必要があるのではないかというふうに思っています。

なぜそう思ったのかと言いますと、実は、特に意図がなかったんですけど、きょうの朝テレビ見てましたら、佐賀県の知事がですね、佐賀空港にコロナウイルスの交付金で鐘を設置したと。結構な金額みたいなんだけれども、それがコロナの対策の交付金に該当するのかというのがでたんですけども、そういうことで、やはり町民の方々、どのように使われているのかなというのを疑問に思っている方もいると思いますので、我々議員は予算書見ればわかるわけですが、一般の町民にも広くですね、周知していただいてご理解をいただくのが必要かなという思いでおりますので、いかがお考えかお伺いします。

○議長（夏堀文孝君） 総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） 貴重なご意見ありがとうございました。ぜひ参考にさせていただきます。

○議長（夏堀文孝君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第120号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第120号は原案のとおり可決されました。

◎議案第121号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第17、議案第121号「令和2年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」を議題とします。本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課参事（福田勉君） それでは、議案書の131ページをお開きください。

議案第121号「令和2年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」でございますが、歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ76万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億853万7,000円とするものでございます。

歳出からご説明申し上げます。140、141ページをお開きください。

上段の3款1項1目一般被保険者医療費給付費分、その下の3款2項1目一般被保険者後期高

齢者支援金等分、さらにその下の3款3項1目介護納付金分ですが、いずれの目につきましても財源の内訳更正でございます。

下段の5款3項1目施設管理費でございますが、ここは健康センターの管理費となっておりますが、76万8,000円を増額し、総額を5,038万8,000円とするものです。これは、10節需用費の光熱水費の増額ですが、健康センターの電気料金の請求額に誤りがあり、平成30年5月分までさかのぼって支払うため、この分の電気料金76万8,000円を増額するものです。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。138、139ページにお戻りください。

上段の5款2項1目財政調整基金繰入金でございますが、819万1,000円を減額するもので、これは国民健康保険特別会計の歳入・歳出予算の収支によりまして、財政調整基金からの繰入額を減額するものでございます。

中段の6款1項繰越金1目その他繰越金でございますが、前年度の繰越金を計上するものでございます。

下段の8款1項国庫補助金1目災害等臨時特例補助金でございますが、新型コロナウイルス感染症対応分として新たに33万5,000円を計上するものです。

以上で議案第121号の説明を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第121号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第121号は原案のとおり可決されました。

◎議案第122号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第18、議案第122号「令和2年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課参事（福田勉君） それでは、議案書の143ページをお開きください。

議案第122号「令和2年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）」でございますが、歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ392万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億3,012万6,000円とするものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げます。主なものを説明いたします。

154、155ページをお開きください。

上段の3款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費でございますが、292万1,000円を減額するものです。これは、新型コロナウイルス感染症などの影響によりまして、この目で実施している事業の参加者や利用者の減が見込まれることから、12節委託料については、運動器の機能向上プログラムの業務委託料77万8,000円、18節負担金補助及び交付金については、訪問型サービス事業費を72万円及び通所型サービス事業費を142万3,000円を減額し、合わせまして292万1,000円を減額するものでございます。

中段の下の方、3款2項2目地域介護予防活動支援事業費でございますが、144万円を減額するものです。これは、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、通いの場等の実施を自粛しており、実施回数や実施団体数が当初の見込みより減となる見込みであることから、18節負担金補助及び交付金のご近所ふれあいサロン助成事業を減額するものでございます。

156、157ページをお開きください。

5段目の3款3項7目認知症総合支援事業費でございますが、132万円を増額し、総額を223万1,000円とするものです。これは、17節備品購入費でございますが、タッチパネル式の認知症簡易スクリーニング機器1セット当たり66万円相当のものを、2セット分購入するものでございます。

下段の3款3項8目地域ケア会議推進事業費でございますが、78万3,000円を増額し、総額を

90万8,000円とするものです。これは、地域ケア会議開催時における新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、飛沫飛散防止のパネルの購入やウェブ会議用の各種機材等の購入費など、10節需用費に70万4,000円、11節役務費に1万1,000円、17節備品購入費に6万8,000円、合わせまして78万3,000円を増額するものでございます。

158、159ページをお開きください。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金でございますが、704万5,000円を増額し、総額を2,878万2,000円とするものです。これは、介護保険特別会計の歳入・歳出予算の収支によりまして、積立額を増額するものでございます。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。主なものを説明いたします。

150、151ページにお戻りください。

上段の3款2項国庫補助金でございますが、2目地域支援事業交付金（総合事業）から4目保険者機能強化推進交付金までは、交付額の決定見込みによりましてそれぞれ増額または減額するものでございます。5目保険者努力支援交付金でございますが、これは、保険者が実施している各種事業を点数化しその点数によりまして交付額が決定されるものですが、456万1,000円を新規に計上するものです。合わせまして563万2,000円を増額するものです。

その下の4款1項支払基金交付金2目地域支援事業支援交付金でございますが、116万4,000円を減額し、総額を1,267万2,000円とするものです。これは、交付額の決定見込みによるものでございます。

以上で議案第122号の説明を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。8番、山田賢司君。

○8番（山田賢司君） ページ数が154ページの3款地域支援事業費の2目地域介護予防活動支援事業費です。ふれあいサロンの事業費で、今、コロナ禍の中で事業ができてないということで減額措置しているわけですが、きのう、一般質問の中でも中舘議員がおっしゃった、コロナ禍の中でどういう事業をしていくのか、こういうことを考えると、私の勉強不足なのかどうかかわからないんですけど、この達者サロンをやるためのガイドラインというか、そういうのも町のほうでは示しているのでしょうか。これを開くためにはこういうことをしなさいというような、普通ガイドラインが作られてますよね、いろんなところで。そういう中で、達者サロンを開催するため

のガイドライン等は作られているのかどうかを、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（夏堀文孝君） 健康福祉課長。

○健康福祉課参事(福田勉君) ただいまのご質問にお答え申し上げます。

ご近所ふれあいサロンでございますが、議員ご質問のガイドラインというものでございますが、私のほうでガイドライン、こうなった場合は開催しない、こうなるまでは開催しますよ、というような特にガイドラインは設けてませんで、コロナに関しましても、去年の今ごろですか、盛んに発生してきたというか、そういう現状がございまして、新年度に入ってから、様子を見たりしていたわけですが、全国の感染規模等々勘案しながら、ちょっとこれは集まりと言いますか、お年寄りなものでございますから、ガイドラインも設定しないままに自粛してきたのが現状でございます。

今後もコロナ等々続くものと思われまますので、今、議員ご質問ガイドライン等々については、検討していきたいなと思います。

○議長（夏堀文孝君） 山田賢司君。

○8番（山田賢司君） 今質問したの、きのうたまたまテレビを見てましたら自殺者が、高齢者の孤独死というのがどんどんふえてきているんだと。やはりそういう中で、地域の方々とコミュニケーションをとれてない、コロナでもう自宅にこもりっきりで何もできていない中から、そういう自殺者がふえてる部分が多いのではないかと。そういうものをちょっと見させていただきまし、また、私の町内の中ですね、やはりコロナの中で、やっぱり毎月1回、2回集まったものが、高齢者の方々が集まってない。先月はこのままではだめだよって、なんか集まったみたいなんですけれども。どういうふうにしてやったらいいんですかっていう話をちょっと聞いて、まず、熱計って消毒してっていう話是可以するんですけども、その他のガイドラインっていうのは、今、もうどんどん世の中では業界によってもいろんなガイドラインを示してるわけですから、そういう中でやはり、開催するにはこういうふうにしたほうがいいという詳しいガイドラインを設置してですね、そういう機会をふやしていただければと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） ほかに質疑ありませんか。9番、八木田憲司君。

○9番（八木田憲司君） ページ数は、157ページですね、7目17節ですか、備品購入の、先ほどの説明の中でありましたタッチパネルの中ですね、認知症対応の機種に関しましてですね、私ちょっと初めて聞きまして、どういった機能をもった機種なのか、ちょっと説明お願いしたいんですけども。

○議長（夏堀文孝君） 健康福祉課長。

○健康福祉課参事(福田勉君) タッチ式のタブレットみたいなのがございまして、そこに認知症のスクリーニングをするソフトがございまして、さまざまな問題と言いますか、次から次と出てくるんだけど、それをお年寄りの方、対象者と言いますか、画面を見ながらタッチして、認知度の度数と言いますかね、それを簡易に測ってもらうソフトがございまして。その機器でございまして。以上でございまして。

○議長（夏堀文孝君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第122号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第122号は原案のとおり可決されました。

◎議案第123号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第19、議案第123号「令和2年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課参事（福田勉君） 議案書の161ページをお願いいたします。

議案第123号「令和2年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」でございますが、歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ108万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,883万円とするものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げます。

170、171ページをお開きください。

1款2項1目徴収費でございますが、108万9,000円を増額し、総額を165万4,000円とするものです。これは、12節委託料でございますが、制度改正に伴う後期高齢者医療システムの改修費として業務の委託料を増額するものです。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。

168、169ページにお戻りください。

上段の3款1項1目一般会計繰入金でございますが、歳出総額に対する財源の不足分として、87万2,000円を一般会計から繰り入れるものでございます。

下段の7款1項1目国庫補助金でございますが、歳出でも説明いたしましたが、システム改修の国庫補助分として21万7,000円を新たに計上するものです。

以上で議案第123号の説明を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第123号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第123号は原案のとおり可決されました。

◎議案第124号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第20、議案第124号「令和2年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。本案について説明を求めます。医療センター事務長。

○医療センター参事（佐々木大君） 173ページをお願いいたします。

議案第124号「令和2年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）」でございます。

第3条の収益的収入に2,830万4,000円を追加し、収益的収入及び支出予定額の総額を11億6,830万4,000円とし、第4条の資本的収入に3,836万4,000円を追加し、資本的収入予定額の総額を3億302万2,000円とし、資本的支出予定額に5,469万8,000円を追加し、資本的支出予定額の総額を3億4,649万1,000円とするものでございます。

179ページをお願いいたします。

令和2年度の南部町病院事業会計補正予算説明書によりご説明いたします。

1款1項収益的収入の補正要因といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響による入院及び外来患者の減少に伴う医業収益の減による6,272万円。2項医業外収益では、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金6,602万4,000円の増。3項特別利益では、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業による2,500万円の増。

1款1項収益的支出では、新型コロナウイルス感染症対策による検査試薬並びに院内感染防止の改修費といたしまして330万4,000円の医業費用の増。3項の特別損失では、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業給付金に2,500万円の増となっております。

180ページお願いいたします。

次に、資本的収入の補正要因についてご説明いたします。

1款4項1目の県補助金は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金3,731万4,000円、5項1目の国庫補助金は、医療提供体制整備交付金として105万円は来年度から実施されるマイナンバーカードでの受付を可能とするためのオンラインシステムを整備するものでございます。

資本的支出については、1款1項2目の医療機器及び備品購入ですが5,469万8,000円、新型コロナウイルス感染症患者受入体制整備機器購入費用で、内訳といたしまして超音波画像診断装置1台、血液浄化装置1台、気管支鏡システム1台、コロナ患者体調管理モニタリングシステム4台、発熱者チェック体制整備機器4台となっております。

以上が補正予算の説明になります。

なおですね、昨日は中館議員からのご質問で、来年度の予算編成についての事業の取り組みということですね、私のほうから当医療センターが来年にかけてPCR検査を開始したいということの発言をいたしました。当初はいつになるかわからないような、今、この状態でしたが、昨日の午後にですね、メーカーの方から急遽1月の中旬に納入できるということで、1月下旬からPCR検査が可能となります。当面はですね、1日12名を上限として、一度の検査で4検体、そして、所要時間は90分から130分、費用は税込2万2,000円となっております。皆様にはご報告が前後したことをお詫び申し上げます。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。川守田稔君。

○16番（川守田稔君） 180ページ。今、県補助金の内容については、今、説明があったとおり、それはそれとして理解してます。伺いたいのはですね、地域医療構想の再編の最中ではないですか、そういう中であってですね、こういった県から補助金を受けて、新型コロナに対応していく、こういった活動っていうのはですね、地域医療構想の再編の中でですね、どういう方向性をもっているのか思うところがあればご説明ください。

○議長（夏堀文孝君） 医療センター事務長。

○医療センター参事（佐々木大君） 地域医療構想についてはですね、もはや、立ち消え状態の議題となりまして、今、このコロナに対して、誰が皆さんを助けるのかというと、地域に関わる医療が率先してやらなければならないであろうということから、今現在は地域医療構想がもはやなくなりました。ですから、県及び国のほうでは、率先して、協力医療機関ということで補助事業の対象にしているというところであります。

○議長（夏堀文孝君） 川守田稔君。

○16番（川守田稔君） このコロナ騒ぎの中でですね、ことしの9月が本来であれば回答期限だったと記憶しているんですけど、そういった話題も見かけなくなったので、どうなってるんだろうなと思ってはいたったんです。立ち消えなのかどうなのかはわかりませんが、この地域医療構想にしても、ことし始まったわけではなくてですね、何年にもかけて構想を練ってきたわけじゃないですか。そういう流れをみるとですね、たぶんこれから、また同じような議論っていうのは再燃するだろうと、考えて当然だと思うんです、私は。なのであれば、民間医療機関との差別化っていうのがポイントだと私は理解しているんですけど、そこのところを十分意識してですね、自治体病院っていうのを変えていくっていうことを今考えるのはいい機会ではないでしょうかと思う次第です。

よろしくをお願いします。

○議長（夏堀文孝君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第124号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。
議案第124号は原案のとおり可決されました。

◎議案第125号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第21、議案第125号「令和2年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。本案について説明を求めます。市場長。

○市場長（馬場均君） 議案書の181ページをお開き願います。

議案第125号「令和2年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

186、187ページをお開き願います。

歳出予算について、市場費の給与関係諸費を減額し、報償費、積立金及び公課費を増額とする目間の予算組替を行い、歳入歳出予算の総額を補正前と同額である32億5,046万6,000円とするものでございます。

主な要因は、人事院勧告及び人事異動に伴う人件費1,692万円の減。7節報償費、奨励金は前年度1月を含む暦年を基準として交付するもので、1月から12月までの販売額が前年度より約4億円の増となるものから197万7,000円を追加するものでございます。26節公課費においても販売額増に伴い消費税に242万6,000円を追加し、24節積立金に1,251万7,000円を追加するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第125号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

議案第125号は原案のとおり可決されました。

◎陳情第7号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 日程第22、陳情第7号「学校給食の無償化」をもとめる陳情」を議題とします。教育民生常任委員会における審査が終了しておりますので、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長、山田賢司君。

(教育民生常任委員長 山田賢司君 登壇)

○8番(山田賢司君) 去る11月30日の本会議において本委員会に付託されました陳情第7号「学校給食の無償化」をもとめる陳情」について、同日に委員会を開催し慎重に審査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

貧困と格差が広がる中、就学援助制度の切り下げや消費税の増税、さらに、新型コロナウイルスの影響で経済的に困難な家庭が増大しています。国による新型コロナウイルス補助金を使い学校給食費の無償化を実施している自治体も数多くあり、給食費に関わる文科省の調査結果からも全額または一部補助とする自治体が年を追うごとにふえていることが明らかになりました。

しかしながら、財政力による自主体格差が大きくなっている点も鮮明になっています。子供の食をめぐる状況は、成長・発達の重要な時期にも関わらず、栄養摂取の偏り、朝食の欠食、肥満ややせの増加など問題は多様化・深刻化してきています。地域を理解することや食文化の継承、自然の恵みなどを理解する上で食は重要な教材であり、学校給食は食教育の「生きた教材・食の教科書」として、学校教育法でも教育活動の一環に位置付けられています。

当町においては、平成27年度からすでに実施しておりますが、公教育の機会均等の立場からも、居住する地域によって教育費負担に著しい格差を生じさせることなく、全ての小・中学校で学校給食を実施し、給食費を無料にすることが求められています。

子供たちの健全な食生活の確立のために、食育が重要な役割を果たすことをふまえ、子供たち自身が食べる喜びと生きる力を身につけ、子供たちの健やかな発達を保証するためにも、国の責任による給食費の無償化が強く求められていることから、陳情趣旨に賛同し、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で教育民生常任委員会の陳情審査結果報告を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 教育民生常任委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。質疑を終わり、常任委員会報告を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第7号を採決します。採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第7号を、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長（夏堀文孝君） 着席願います。起立多数です。

陳情第7号は採択することに決定されました。

◎常任委員会報告

○議長（夏堀文孝君） 日程第23「常任委員会報告」を議題とします。

本件は、お手元に配布しております報告書のとおり各常任委員長から報告がありました。
説明を省略し質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。

質疑を終わり、常任委員会報告を終わります。

◎委員会の閉会中の継続調査の件

○議長(夏堀文孝君) 日程第24「委員会の閉会中の継続調査の件」を議題とします。

本件は、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第75条の規程により常任委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長から申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査と決定することにしました。

◎日程の追加

○議長(夏堀文孝君) お諮りします。本日、教育民生常任委員長から発委第4号「「学校給食の無償化」を求める意見書」が追加提案されました。この際、会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し議題にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

発委第4号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

ここで会議資料配布のため暫時休憩とします

(午後00時03分)

○議長（夏堀文孝君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

(午後00時05分)

◎発委第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 追加日程はお手元に配布のとおりであります。

追加日程第1、発委第4号「学校給食の無償化」を求める意見書を議題とします。本意見書については、先ほど採択されました陳情第7号の趣旨と同様の内容でありますので、提出者の説明、質疑、討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。提出者の説明、質疑、討論を省略し、ただちに採決します。

発委第4号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

発委第4号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（夏堀文孝君） 以上で本定例会に付議されました事件は全部終了いたしました。閉会に

あたり町長から発言の申し出がありますので、これを許します。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長（工藤祐直君） 第98回南部町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、11月30日から本日までの日程で開会され、議員各位には何かとご多忙の中ご出席をいただき、まことにありがとうございました。

提出いたしました全ての案件につきまして慎重審議をいただき、ご議決を賜りましたことに対しまして、心から御礼申し上げます。

さて、今月号の広報なんぶちょうでも特集としております、国史跡聖寿寺館跡であります、今年度の発掘調査によって、室町・戦国期の遺構としては東北最大、国内でも最大級である長さ約20メートルの土橋跡をはじめとする大きな発見が相次いでおります。これらの発見は中世の東北地方における建築文化のあり方を考えるうえで非常に重要なものであるなど、戦国大名南部氏の勢力の大きさや城館建築の技術の高さを示すとともに、これまでの調査結果から推測される聖寿寺館跡の当時の姿を根底から覆すものでもあります。引き続き当時の城館の姿の解明に向けて、しっかりと調査を継続し当町の歴史的・文化的価値の向上に努めてまいりたいと考えているところであります。

さて、先月11日のことではありますが、青森市にあります青森中央学院大学が主催する今年度2回目の市町村長リレートークに招かれてまいりました。このリレートークは地域におけるさまざまな課題について市町村長がどういったことを考え、どのような具体的施策を講じているかを探り、今後における地域マネジメントのあり方などについて同大学の学生等に学んでいただくことを目的に開催しているもので、私からは「町民とのキャッチボール対話で夢と未来のまちづくり」をテーマに、当町の「教育・子育て支援の充実」や「農業・商業・工業・観光の振興」、「保健・医療・福祉・介護の充実」などのほか「コロナ禍における町独自の経済対策」、また、さまざまな施策を実施するために取り組んでまいりました「行財政改革」について紹介させていただいたところであります。

今回のリレートークを通じて改めて実感いたしましたことは、これらの施策の展開にあたりましては、やはり議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力がなければ成しえないものであることはもちろんでありますし、私がまちづくりに取り組む際の基本姿勢であります「町民とのキャッチボール対話」は今後も堅持しながら「常に町民の皆様とともに」南部町のまちづくりを進め

てまいりたいと考えておりますので、引き続き議員各位並びに町民の皆様のご指導、ご協力をお願い申し上げます。

町では現在、新型コロナウイルスの影響による事業のとり止めや、計画の変更もありますが、今年度事業の進捗状況を確認しながら新年度予算の編成作業を行っているところであります。

今議会の一般質問においても取り上げられお答えいたしましたとおり、令和3年度の町税収入等一般財源は新型コロナウイルス等の影響により、今年度と比較し大幅な減額となることが見込まれております。このような状況ではありますが、将来にわたり健全な財政運営が確保されるよう、財政規律を堅持しつつ、コロナ禍にあっても南部町の住民であることに誇りと希望を持ち続けていただけるような令和3年度予算を議員各位のご理解をいただきながら編成し、町民の皆様の負託へとお応えしてまいりたいと考えているところであります。

ここで、南部町名誉町民でありました川守田三次郎氏のご逝去についてご報告申し上げます。9月18日に96歳でお亡くなりになられた川守田様は、音楽に情熱を燃やし地元愛が強く、小中学校などに数多くの楽器を寄贈いただいたほか、25年の長きにわたり「国際音楽の日 音楽会」の開催にご尽力いただくなど、当町の文化の振興に多大な貢献をいただきました。謹んで哀悼の意を表しますとともに、心からご冥福をお祈りするものであります。

結びになりますが、イギリスやアメリカなどにおいて、新型コロナのワクチンの接種に関する報道が伝えられ、終息に向けた動きが見え始めてまいりましたが、県内におきましても、八戸市内でクラスターの発生が確認され、インフルエンザとの同時流行も懸念されておりますので、議員各位におかれましては、くれぐれもご自愛いただきますようお願い申し上げます。

そして、きたる令和3年が南部町と南部町民にとりましてより良き年となりますようご祈念申し上げます、本定例会のお礼のごあいさつとさせていただきます。

まことにありがとうございました。

○議長（夏堀文孝君）　ここで、私からも一言お礼のごあいさつを申し上げたいと思います。

去る30日から本日までの10日間、議員各位におかれましては、ご熱心に審議を賜り、条例の制定並びに令和2年度各補正予算など、多岐にわたる議案の成立がなされましたことを議長として厚く御礼申し上げます。

なお、理事者各位におかれましては、審議の過程において表明された議員各位の意見並びに要望を十分尊重して、執行にあたっては周到なる注意を払われ、今後の施策の上に反映されますことを強く要望する次第であります。

ことは、新型コロナウイルス感染症の流行によって、各行事、イベントなどの自粛によって、さまざま多難な年となりましたが、来年は明るいいい年になりますよう願うものであります。

皆様におかれましては、ことしも残り少なくなりましたが、今後ますますご健勝で南部町発展のために格段のご尽力を賜りますよう心からお願いを申し上げます、甚だ簡単ではありますが、お礼のあいさつをさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（夏堀文孝君） これをもちまして第98回南部町議会定例会を閉会いたします。

（午後00時14分）

地方自治法第126条の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 夏堀文孝

署名議員 坂本典男

署名議員 滝田勉